

2021年3月23日

〒683-0011

米子市福市599-2 モンリーブルV103号室

内田 隆嗣 様

東京都港区港南2-16-1

大東建託パートナーズ株式会社

## 消費税改正に伴う賃料等変更のご通知

拝啓 平素より格別のご厚情賜り、心より厚く御礼申し上げます。

さて、ご承知のとおり2019年10月1日に消費税が改正された場合、「建物賃貸借契約」の約定に基づき現在ご契約いただいております賃貸建物の賃料等を変更させていただきます。

賃料等につきましては、下記のとおりご案内させていただきますので、ご確認いただきますようお願い申し上げます。

なお、予定通りに消費税が改正された場合、2019年10月分（2019年9月引き落とし、又はお振込み分）から税率10%の賃料等とさせていただきますので、予めご了承のほどお願い申し上げます。

敬具

記

### 【建物の表示】

建物名称	モンリーブル V		
建物所在地	米子市福市599-2		
建物コード	0205657-02	部屋コード	01030

### 【賃料等】

	家賃	駐車場 (内消費税)	共益費	自治会費	その他 (ハクリーフ保証料)	総額家賃
現在 消費税8%	52,000円	6,480円 (480円)	1,500円	0円	1,199円	61,179円
2019年10月～ 消費税10%	52,000円	6,600円 (600円)	1,500円	0円	1,202円	61,302円

以上

### 【お問い合わせ先】

固定電話専用 0120-0365-12

携帯電話専用 0570-0365-12

契約番号

# 建物賃貸借契約 更新同意書

2019年5月31日 に期間満了を迎える建物賃貸借契約について、以下のとおり契約を更新することに同意します。

### 契約更新後の月額賃料等

契約者様名 (賃借人名)	内田隆嗣	本書類に記載の内容を契約更新が完了していることを証明する印を捺印し、2021年3月大東建託パートナーズ株式会社に提出してください。
契約物件所在地	鳥取県米子市福市599-2	
建物名称・部屋番号	モンリーブル V 103号室 (物件No.0205657-02-01030)	
駐車場区画番号	19 20	
賃貸人名	大東建託パートナーズ株式会社	
賃貸人住所	東京都港区港南2丁目16-1	
契約期間	2019年6月1日 から 2021年5月31日 まで	
①家賃	52,000 円	
②駐車料 (内、消費税等)	6,480 円 ( 480 円)	
③共益費	1,500 円	
④自治会費	0 円	
⑤その他	0 円	
⑥ハウズリースクリーニング料	1,198 円	
特約	原契約書のとおり。(原契約書に記載がない場合、特約はありません。)	

※ 本同意書に記載のない事項は、原契約書と同一の条件とします。なお、駐車料に係る消費税等は税率の改正により増減します。

**【表明・確約事項】**  
賃借人(借主が法人である場合は、法人及びその役員)若しくは入居者又は、連帯保証人が、暴力団、暴力団員、暴力団関連企業・団体又はその関係者、その他の反社会的勢力に該当しないこと及び将来にわたっても該当しないことを表明します。また、本物件を暴力団事務所(暴力団の活動の拠点である施設又は施設の区画された部分をいう。)として使用しないこと及び第三者をして使用させないことを誓約します。以上について、違反した場合に貸主が賃貸借契約の解除その他一切の措置をとることに異議はありません。

### 契約者様記入欄

※ 書または黄色のペンで記入ください。(消せるタイプのペンは使用しないでください。)

記入日	2019 年 8 月 6 日	
契約者様住所	鳥取 都 道 米子市福市599-2 E24-71LV 103号	
契約者様名 (賃借人名)	フリガナ 内田 隆嗣	
※忘れずにご捺印をお願いします。	上記の月額賃料等、(表明・誓約事項)及びご通知記載の個人情報の取扱いに同意します。	
*****		
連絡先・緊急時連絡先	連絡先	緊急時連絡先
火災保険の加入状況	<input type="checkbox"/> ハウズガードのリバップガードに加入 <input checked="" type="checkbox"/> 三井住友海上のリビングFITに加入 <input type="checkbox"/> 未加入 <input type="checkbox"/> 上記以外(1~3を記載願います。) 1 保険会社名 2 証券番号 3 加入日 年 月 日	

※姓の変更がある場合、変更後の氏名を記入の上、以下いずれかの書類を同封願います。  
運転免許証のコピー 各種健康保険証のコピー 住民票のコピー パスポートのコピー  
印鑑証明書のコピー 外国人登録原簿記載事項証明書のコピー  
(表と裏の両面) (表と裏の両面) ※旧姓及び新姓の記載がある本人確認できる書類が必要となります。



0084693450014

大東建託パートナーズ株式会社  
米子 営業所

## 建物賃貸借契約書

賃貸人 [REDACTED] (以下「甲」という) と賃借人 内田たかつぐ事務所 代表 内田隆嗣 (以下「乙」という) は、甲が所有する建物の賃貸借について、次のとおり契約を締結する。

### 第1条 (契約の目的)

甲は、乙に対し、下記の建物 (以下「本件物件」という) を次条以下の条件で賃貸し、乙はこれを賃借する。

#### 記

所在 鳥取県米子市両三柳2485番地  
家屋番号 2485番の居宅  
構造 木造かわらぶき2階建  
床面積 1階85 [REDACTED] 2階65.00m<sup>2</sup>  
84.50m<sup>2</sup>

### 第2条 (賃貸借期間)

- 1 賃貸借の期間は、令和3年5月1日から令和4年4月30日までの1年間とする。
- 2 甲及び乙は、協議の上、本契約を更新することができる。
- 3 賃貸借契約満了日の1ヶ月前までに乙から解約の申入れがない場合、自動更新する。

### 第3条 (使用目的)

乙は、本件建物を議員事務所として使用し、その他の目的に使用してはならない。

### 第4条 (賃料)

- 1 賃料は、1ヶ月金100,000円とし、乙は甲に対し、毎月末日までに当月分を、甲名義の口座 ([REDACTED]) に振り込んで支払うものとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、賃料が経済事情の変動、公租公課の増額、近隣の家賃との比較等により不相当となった時は、甲は、契約期間中であっても、賃料の増額の請求をすることができる。

### 第5条 (禁止事項)

乙は、甲の書面による承諾を事前に得ない限り、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

- 1 本件建物の賃借権を譲渡し又は本件建物を転貸すること
- 2 本件建物の増改築、改造、模様替え、造作の設置、改廃業等を行うこと

- 3 本件建物内又は本件建物の敷地内において動物を飼育すること
- 4 本件建物内又は本件建物の敷地内に爆発物などの危険物を搬入すること

#### 第6条 (修繕)

1 甲は、次に掲げる修繕を除き、乙が本件建物を使用するために必要な修繕を行わなければならない。この場合において、乙の故意又は過失により必要となった修繕に要する費用は、乙が負担しなければならない。

・電球・蛍光灯・ヒューズ・給排水栓の取替え、その他費用が軽微な修繕

2 前項の規定に基づき甲が修繕を行う場合は、甲は、あらかじめその旨を乙に通知しなければならない。この場合において、乙は、正当な理由がある場合を除き、当該修繕の実施を拒否することができない。

3 費用の負担につき、疑義のあるときは、甲乙協議の上、決定する。

#### 第7条 (契約解除)

乙が次のいずれかの事由に該当したときは、甲は催告をしないで、直ちに本契約を解除することができる。

- 1 2ヶ月分以上賃料の支払いを怠ったとき
- 2 第3条 (使用目的) の使用目的を遵守しなかったとき
- 3 第5条 (禁止事項) 各号の規定に違反したとき
- 4 その他本契約に違反し、甲乙間の信頼関係を破壊したとき

#### 第8条 (明渡し)

甲は、期間満了、契約解除等により本契約が終了する日までに、本件建物を明け渡さなければならない。この場合において、乙は、通常の使用に伴い生じた本件建物の損耗を除き、本件建物を現状回復しなければならない。

#### 第9条 (造作買取請求権の放棄)

乙は、本契約が終了した場合といえども、一切の造作買取請求権を甲に対して行使することができない。

#### 第10条 (解約申入れ)

乙が、契約期間中に本契約を解除しようとするときは、乙は、その3ヶ月前までに甲に対しその旨を通知するものとする。ただし、乙が賃料の3ヶ月分を即時に支払うときは、即時に本契約を解除することができる。

#### 第11条 (合意管轄)

本契約に関する紛争については、甲の居住地の裁判所を第一審の管轄裁判所とすることに各当事者は合意する。

第12条 (協議)

甲及び乙は、本契約に定めのない事項及び本契約書の条項の解釈について疑義が生じた場合には、誠意をもって協議し、解決するものとする。

以上のとおり、契約が成立したので、本契約書2通を作成し、各自記名捺印の上、各1通を保有する。

令和3年5月1日  
貸貸人(甲) 住所  
氏名

貸借人(乙) 住所  
氏名

米子市八幡 662-2

内田 隆嗣



## 雇用契約書

内田たかつぐ事務所（以下「甲」という）と柴田憲範（以下「乙」という）は以下の条件に基づき雇用契約（以下「本契約」という）を締結する。

1	雇用内容	1 政務活動補助
2	雇用期間	1 期間の定めなし ② 期間の定めあり 令和3年4月1日から令和4年3月31日まで
3	就業場所	① 甲が指定した場所
4	就業時間	1ヵ月単位の変形労働時間制(月の就業時間は130時間とする) 但し業務の都合上 就業時間・休憩時間を変更する場合がある。
5	休日	シフト制による
6	給料	基本給 〇〇〇 円 総支給額 〇〇〇 円 締切日、支払日 毎月末日締め翌月21日(銀行が休日のときはその翌日)支払
7	昇給	年1回(4月)見直し 但し会社の業績 または個人の成績により改定しない場合がある。
8	賞与	無
9	支払方法	乙の指定口座へ振込
10	保険関係	健康保険 厚生年金 雇用保険の加入(労災保険は事業所に適用) (保険料は給料より徴収する)
11	就業規則	その他 勤務上の詳細な規程は就業規則による。
12	特約事項	本契約は 労働基準法その他の法律を基準として解釈する。 本契約に 規定されていない事項は、甲乙協議の上、定めるものとする。

以上の合意を証するため本契約書を2通作成し、甲乙の両当事者記名（又は署名）捺印の上、各々1通を保有する。

令和3年〇月〇日

(甲)

所在地 鳥取県米子市福市 599-2 103

会社名 内田たかつぐ事務所

代表者 内田 隆嗣

(乙)

住所

氏名

柴田 憲範

政務活動業務 勤務実績表・領収書

内田隆嗣 議員事務所

4月分				氏名		柴田憲範			
日	曜日	勤務時間数	うち政務活動 勤務時間数	日	曜日	勤務時間数	うち政務活動 勤務時間数		
1	木	6.5	6.5	17	土				
2	金	6.5	6.5	18	日				
3	土			19	月	6.5	6.5		
4	日			20	火	6.5	6.5		
5	月	6.5	6.5	21	水	6.5	6.5		
6	火	6.5	6.5	22	木	6.5	6.5		
7	水	6.5	6.5	23	金	6.5	6.5		
8	木	6.5	6.5	24	土				
9	金	6.5	6.5	25	日				
10	土			26	月	6.5	6.5		
11	日			27	火	6.5	6.5		
12	月	6.5	6.5	28	水	6.5	6.5		
13	火	6.5	6.5	29	木				
14	水	6.5	6.5	30	金				
15	木	6.5	6.5	31					
16	金	6.5	6.5	合計	(A)	130.0	(B)	130.0	

上記のとおり勤務したことを証明します。 議員名 内田隆嗣

総支給額 (C)	金	■■■■	円	(うち通勤手当	■■■■	円)
控除額 (D)	金	■■■■	円			
差引支払額 (E) [C-D]	金	■■■■	円	左記金額を領収いたしました。 令和3年5月21日 氏名 柴田憲範 ■■■■		

[政務活動費充当計算]

政務活動勤務時間が明確に区分できる場合

差引支払額(E)[          円] × (B)/(A) =          円

政務活動勤務時間が明確に区分できない場合

差引支払額(E)[          円] ×          / ※ =          円

※按分率は、事務所の兼用の数による按分とする(政務活動専用事務所の場合は9/10)。



政務活動業務 勤務実績表・領収書

601

内田隆嗣 議員事務所

5月分				氏名		柴田憲範	
日	曜日	勤務時間数	うち政務活動 勤務時間数	日	曜日	勤務時間数	うち政務活動 勤務時間数
1	土			17	月	6.5	6.5
2	日			18	火	6.5	6.5
3	月			19	水	6.5	6.5
4	火			20	木	6.5	6.5
5	水			21	金	6.5	6.5
6	木	6.5	6.5	22	土	6.5	6.5
7	金	6.5	6.5	23	日		
8	土	6.5	6.5	24	月	6.5	6.5
9	日			25	火	6.5	6.5
10	月	6.5	6.5	26	水	6.5	6.5
11	火	6.5	6.5	27	木	6.5	6.5
12	水	6.5	6.5	28	金	6.5	6.5
13	木	6.5	6.5	29	土	6.5	6.5
14	金	6.5	6.5	30	日		
15	土			31	月		
16	日			合計	(A)	130.0	(B) 130.0

上記のとおり勤務したことを証明します。

議員名

内田隆嗣

総支給額 (C)	金	■■■■	円	(うち通勤手当	円)
控除額 (D)	金	■■■■	円		
差引支払額 (E) [C-D]	金	■■■■	円	左記金額を領収いたしました。 令和3年6月21日 氏名 柴田憲範 ■■■■	

[政務活動費充当計算]

政務活動勤務時間が明確に区分できる場合

差引支払額(E)[            円] × (B) / (A) =            円

政務活動勤務時間が明確に区分できない場合

差引支払額(E)[            円] ×    /    ※ =            円

※按分率は、事務所の兼用の数による按分とする(政務活動専用事務所の場合は9/10)。

政務活動業務 勤務実績表・領収書

702

内田隆嗣 議員事務所

6月分				氏名		柴田憲範			
日	曜日	勤務時間数	うち政務活動 勤務時間数	日	曜日	勤務時間数	うち政務活動 勤務時間数		
1	火	6.5	6.5	17	木	6.5	6.5		
2	水	6.5	6.5	18	金	6.5	6.5		
3	木	6.5	6.5	19	土				
4	金	6.5	6.5	20	日				
5	土			21	月	6.5	6.5		
6	日			22	火	6.5	6.5		
7	月	6.5	6.5	23	水	6.5	6.5		
8	火	6.5	6.5	24	木	6.5	6.5		
9	水	6.5	6.5	25	金	6.5	6.5		
10	木	6.5	6.5	26	土				
11	金	6.5	6.5	27	日				
12	土			28	月	6.5	6.5		
13	日			29	火				
14	月	6.5	6.5	30	水				
15	火	6.5	6.5	31					
16	水	6.5	6.5	合計	(A)	130.0	(B)	130.0	

上記のとおり勤務したことを証明します。 議員名 内田隆嗣

総支給額 (C)	金	■	円	(うち通勤手当	円)
控除額 (D)	金	■	円		
差引支払額 (E) [C-D]	金	■	円	左記金額を領収いたしました。 令和3年7月21日 氏名 柴田憲範	■

[政務活動費充当計算]

政務活動勤務時間が明確に区分できる場合

差引支払額(E)[            円] × (B) / (A) =            円

政務活動勤務時間が明確に区分できない場合

差引支払額(E)[            円] ×            / ※ =            円

※按分率は、事務所の兼用の数による按分とする(政務活動専用事務所の場合は9/10)。

政務活動業務 勤務実績表・領収書

801

内田隆嗣 議員事務所

7月分				氏名		柴田憲範			
日	曜日	勤務時間数	うち政務活動 勤務時間数	日	曜日	勤務時間数	うち政務活動 勤務時間数		
1	木	6.5	6.5	17	土				
2	金	6.5	6.5	18	日				
3	土			19	月	6.5	6.5		
4	日			20	火	6.5	6.5		
5	月	6.5	6.5	21	水	6.5	6.5		
6	火	6.5	6.5	22	木	6.5	6.5		
7	水	6.5	6.5	23	金	6.5	6.5		
8	木	6.5	6.5	24	土				
9	金			25	日				
10	土			26	月	6.5	6.5		
11	日			27	火	6.5	6.5		
12	月	6.5	6.5	28	水	6.5	6.5		
13	火	6.5	6.5	29	木	6.5	6.5		
14	水	6.5	6.5	30	金				
15	木	6.5	6.5	31	土				
16	金	6.5	6.5	合計	(A)	130.0	(B)	130.0	

上記のとおり勤務したことを証明します。 議員名 内田隆嗣

総支給額 (C)	金	■■■■	円	(うち通勤手当	■■■■	円)
控除額 (D)	金	■■■■	円			
差引支払額 (E) [C-D]	金	■■■■	円	左記金額を領収いたしました。 令和3年8月23日 氏名 柴田憲範 ■■■■		

**[政務活動費充当計算]**

政務活動勤務時間が明確に区分できる場合  
 差引支払額(E)[            円] × (B) / (A) =            円

政務活動勤務時間が明確に区分できない場合  
 差引支払額(E)[            円] ×    /    ※ =            円

※按分率は、事務所の兼用の数による按分とする(政務活動専用事務所の場合は9/10)。

政務活動業務 勤務実績表・領収書

901

内田隆嗣 議員事務所

8月分				氏名		柴田憲範			
日	曜日	勤務時間数	うち政務活動勤務時間数	日	曜日	勤務時間数	うち政務活動勤務時間数		
1	日			17	火	6.5	6.5		
2	月	6.5	6.5	18	水	6.5	6.5		
3	火	6.5	6.5	19	木	6.5	6.5		
4	水	6.5	6.5	20	金	6.5	6.5		
5	木	6.5	6.5	21	土				
6	金	6.5	6.5	22	日				
7	土			23	月	6.5	6.5		
8	日			24	火	6.5	6.5		
9	月	6.5	6.5	25	水	6.5	6.5		
10	火	6.5	6.5	26	木	6.5	6.5		
11	水	6.5	6.5	27	金	6.5	6.5		
12	木	6.5	6.5	28	土				
13	金	6.5	6.5	29	日				
14	土			30	月				
15	日			31	火				
16	月	6.5	6.5	合計	(A)	130.0	(B)	130.0	

上記のとおり勤務したことを証明します。 議員名 内田隆嗣

総支給額 (C)	金	■■■■	円	(うち通勤手当	■■■■	円)
控除額 (D)	金	■■■■	円			
差引支払額 (E) [C-D]	金	■■■■	円	左記金額を領収いたしました。 令和3年 9月 21日 氏名 柴田憲範 ■■■■		

[政務活動費充当計算]

政務活動勤務時間が明確に区分できる場合

差引支払額(E)[            円] × (B)/(A) =            円

政務活動勤務時間が明確に区分できない場合

差引支払額(E)[            円] ×    /    ※ =            円

※按分率は、事務所の兼用の数による按分とする(政務活動専用事務所の場合は9/10)。

政務活動業務 勤務実績表・領収書

内田隆嗣 議員事務所

9月分		氏名		柴田憲範			
	曜日	勤務時間数	うち政務活動 勤務時間数	日	曜日	勤務時間数	うち政務活動 勤務時間数
1	水	6.5	6.5	17	金	6.5	6.5
2	木	6.5	6.5	18	土		
3	金	6.5	6.5	19	日		
4	土			20	月	6.5	6.5
5	日			21	火	6.5	6.5
6	月	6.5	6.5	22	水	6.5	6.5
7	火	6.5	6.5	23	木	6.5	6.5
8	水	6.5	6.5	24	金	6.5	6.5
9	木	6.5	6.5	25	土		
10	金	6.5	6.5	26	日		
11	土			27	月	6.5	6.5
12	日			28	火	6.5	6.5
13	月	6.5	6.5	29	水		
14	火	6.5	6.5	30	木		
15	水	6.5	6.5	31			
16	木	6.5	6.5	合計	(A)	130.0	(B) 130.0

上記のとおり勤務したことを証明します。 議員名 内田隆嗣

総支給額 (C)	金	■■■■	円	(うち通勤手当	■■■■	円)
控除額 (D)	金	■■■■	円			
差引支払額 (E) [C-D]	金	■■■■	円	左記金額を領収いたしました。 令和3年10月21日 氏名 柴田憲範		

[政務活動費充当計算]

政務活動勤務時間が明確に区分できる場合  
 差引支払額(E)[            円] × (B) / (A) =            円

政務活動勤務時間が明確に区分できない場合  
 差引支払額(E)[            円] ×            / ※ =            円

※按分率は、事務所の兼用の数による按分とする(政務活動専用事務所の場合は9/10)。

政務活動業務 勤務実績表・領収書

内田隆嗣 議員事務所

10月分				氏名		柴田憲範			
日	曜日	勤務時間数	うち政務活動勤務時間数	日	曜日	勤務時間数	うち政務活動勤務時間数		
1	金	6.5	6.5	17	日				
2	土			18	月	6.5	6.5		
3	日			19	火	6.5	6.5		
4	月	6.5	6.5	20	水	6.5	6.5		
5	火	6.5	6.5	21	木	6.5	6.5		
6	水	6.5	6.5	22	金	6.5	6.5		
7	木	6.5	6.5	23	土				
8	金	6.5	6.5	24	日				
9	土			25	月				
10	日			26	火	6.5	6.5		
11	月	6.5	6.5	27	水	6.5	6.5		
12	火	6.5	6.5	28	木	6.5	6.5		
13	水	6.5	6.5	29	金	6.5	6.5		
14	木	6.5	6.5	30	土				
15	金	6.5	6.5	31	日				
16	土			合計	(A)	130.0	(B)	130.0	

上記のとおり勤務したことを証明します。 議員名 内田隆嗣

総支給額 (C)	金	■■■■	円	(うち通勤手当	■■■■	円)
控除額 (D)	金	■■■■	円			
差引支払額 (E) [C-D]	金	■■■■	円	左記金額を領収いたしました。 令和3年 11月 22日 氏名 柴田憲範 ■■■■		

[政務活動費充当計算]

政務活動勤務時間が明確に区分できる場合  
 差引支払額(E)[          円] × (B)/(A) =          円

政務活動勤務時間が明確に区分できない場合  
 差引支払額(E)[          円] ×          / ※ =          円

※按分率は、事務所の兼用の数による按分とする(政務活動専用事務所の場合は9/10)。

政務活動業務 勤務実績表・領収書

1201

内田隆嗣 議員事務所

11月分				氏名		柴田憲範	
日	曜日	勤務時間数	うち政務活動 勤務時間数	日	曜日	勤務時間数	うち政務活動 勤務時間数
1	月	6.5	6.5	17	水	6.5	6.5
2	火	6.5	6.5	18	木	6.5	6.5
3	水	6.5	6.5	19	金	6.5	6.5
4	木	6.5	6.5	20	土		
5	金	6.5	6.5	21	日		
6	土			22	月	6.5	6.5
7	日			23	火	6.5	6.5
8	月	6.5	6.5	24	水	6.5	6.5
9	火	6.5	6.5	25	木	6.5	6.5
10	水	6.5	6.5	26	金	6.5	6.5
11	木	6.5	6.5	27	土		
12	金	6.5	6.5	28	日		
13	土			29	月		
14	日			30	火		
15	月	6.5	6.5	31			
16	火	6.5	6.5	合計	(A)	130.0	(B) 130.0

上記のとおり勤務したことを証明します。

議員名

内田隆嗣

総支給額 (C)	金	■■■■	円	(うち通勤手当	円)
控除額 (D)	金	■■■■	円		
差引支払額 (E) [C-D]	金	■■■■	円	左記金額を領収いたしました。 令和3年 12月 21日 氏名 柴田憲範 ■■■■ ■■■■	

[政務活動費充当計算]

政務活動勤務時間が明確に区分できる場合

差引支払額(E)[            円] × (B)/(A) =            円

政務活動勤務時間が明確に区分できない場合

差引支払額(E)[            円] ×    /    ※ =            円

※按分率は、事務所の兼用の数による按分とする(政務活動専用事務所の場合は9/10)。

政務活動業務 勤務実績表・領収書

101

内田隆嗣 議員事務所

12月分				氏名		柴田憲範			
日	曜日	勤務時間数	うち政務活動 勤務時間数	日	曜日	勤務時間数	うち政務活動 勤務時間数		
1	水	6.5	6.5	17	金	6.5	6.5		
2	木	6.5	6.5	18	土				
3	金	6.5	6.5	19	日				
4	土			20	月	6.5	6.5		
5	日			21	火	6.5	6.5		
6	月	6.5	6.5	22	水	6.5	6.5		
7	火	6.5	6.5	23	木	6.5	6.5		
8	水	6.5	6.5	24	金	6.5	6.5		
9	木	6.5	6.5	25	土				
10	金	6.5	6.5	26	日				
11	土			27	月	6.5	6.5		
12	日			28	火	6.5	6.5		
13	月	6.5	6.5	29	水				
14	火	6.5	6.5	30	木				
15	水	6.5	6.5	31	金				
16	木	6.5	6.5	合計	(A)	130.0	(B)	130.0	

上記のとおり勤務したことを証明します。 議員名 内田隆嗣

総支給額 (C)	金	■■■■	円	(うち通勤手当	円)
控除額 (D)	金	■■■■	円		
差引支払額 (E) [C-D]	金	■■■■	円	左記金額を領収いたしました。 令和4年 1月 21日 氏名 柴田憲範 ■■■■	

[政務活動費充当計算]

政務活動勤務時間が明確に区分できる場合

差引支払額(E)[ 円 ] × (B) / (A) = 円

政務活動勤務時間が明確に区分できない場合

差引支払額(E)[ 円 ] × / ※ = 円

※按分率は、事務所の兼用の数による按分とする(政務活動専用事務所の場合は9/10)。



政務活動業務 勤務実績表・領収書

201

内田隆嗣 議員事務所

1月分				氏名		柴田憲範	
日	曜日	勤務時間数	うち政務活動 勤務時間数	日	曜日	勤務時間数	うち政務活動 勤務時間数
1	土			17	月	6.5	6.5
2	日			18	火	6.5	6.5
3	月	6.5	6.5	19	水	6.5	6.5
4	火	6.5	6.5	20	木	6.5	6.5
5	水	6.5	6.5	21	金	6.5	6.5
6	木	6.5	6.5	22	土		
7	金	6.5	6.5	23	日		
8	土			24	月	6.5	6.5
9	日			25	火	6.5	6.5
10	月	6.5	6.5	26	水	6.5	6.5
11	火	6.5	6.5	27	木	6.5	6.5
12	水	6.5	6.5	28	金	6.5	6.5
13	木	6.5	6.5	29	土		
14	金	6.5	6.5	30	日		
15	土			31	月		
16	日			合計	(A)	130.0	(B) 130.0

上記のとおり勤務したことを証明します。 議員名 内田隆嗣

総支給額 (C)	金	■■■■ 円	(うち通勤手当	■■■■ 円)
控除額 (D)	金	■■■■ 円		
差引支払額 (E) [C-D]	金	■■■■ 円	左記金額を領収いたしました。 令和4年2月21日 ■■■■ 氏名 柴田憲範 ■■■■	

[政務活動費充当計算]

政務活動勤務時間が明確に区分できる場合  
 差引支払額(E)[ ■■■■ 円] × (B)/(A) = ■■■■ 円

政務活動勤務時間が明確に区分できない場合  
 差引支払額(E)[ ■■■■ 円] × ■■■■ / ※ = ■■■■ 円

※按分率は、事務所の兼用の数による按分とする(政務活動専用事務所の場合は9/10)。

政務活動業務 勤務実績表・領収書

301

内田隆嗣 議員事務所

2月分				氏名		柴田憲範			
日	曜日	勤務時間数	うち政務活動 勤務時間数	日	曜日	勤務時間数	うち政務活動 勤務時間数		
1	火	6.5	6.5	17	木	6.5	6.5		
2	水	6.5	6.5	18	金	6.5	6.5		
3	木	6.5	6.5	19	土				
4	金	6.5	6.5	20	日				
5	土			21	月	6.5	6.5		
6	日			22	火	6.5	6.5		
7	月	6.5	6.5	23	水	6.5	6.5		
8	火	6.5	6.5	24	木	6.5	6.5		
9	水	6.5	6.5	25	金	6.5	6.5		
10	木	6.5	6.5	26	土				
11	金	6.5	6.5	27	日				
12	土			28	月	6.5	6.5		
13	日			29					
14	月	6.5	6.5	30					
15	火	6.5	6.5	31					
16	水	6.5	6.5	合計	(A)	130.0	(B)	130.0	

上記のとおり勤務したことを証明します。 議員名 内田隆嗣

総支給額 (C)	金	■	円	(うち通勤手当	円)
控除額 (D)	金	■	円		
差引支払額 (E) [C-D]	金	■	円	左記金額を領収いたしました。 令和4年3月22日 氏名 柴田憲範 ■	

[政務活動費充当計算]

政務活動勤務時間が明確に区分できる場合

差引支払額(E)[            円] × (B)/(A) =            円

政務活動勤務時間が明確に区分できない場合

差引支払額(E)[            円] ×    /    ※ =            円

※按分率は、事務所の兼用の数による按分とする(政務活動専用事務所の場合は9/10)。

政務活動業務 勤務実績表・領収書

309

内田隆嗣 議員事務所

3月分				氏名		柴田憲範			
日	曜日	勤務時間数	うち政務活動勤務時間数	日	曜日	勤務時間数	うち政務活動勤務時間数		
1	火	6.5	6.5	17	木	6.5	6.5		
2	水	6.5	6.5	18	金	6.5	6.5		
3	木	6.5	6.5	19	土				
4	金	6.5	6.5	20	日				
5	土			21	月				
6	日			22	火	6.5	6.5		
7	月	6.5	6.5	23	水	6.5	6.5		
8	火	6.5	6.5	24	木	6.5	6.5		
9	水	6.5	6.5	25	金	6.5	6.5		
10	木	6.5	6.5	26	土				
11	金	6.5	6.5	27	日				
12	土			28	月	6.5	6.5		
13	日			29	火	6.5	6.5		
14	月	6.5	6.5	30	水				
15	火	6.5	6.5	31	木				
16	水	6.5	6.5	合計	(A)	130.0	(B)	130.0	

上記のとおり勤務したことを証明します。

議員名

内田隆嗣

総支給額 (C)	金	■■■■	円	(うち通勤手当	■■■■	円)
控除額 (D)	金	■■■■	円			
差引支払額 (E) [C-D]	金	■■■■	円	左記金額を領収いたしました。 令和4年4月21日 氏名 柴田憲範 ■■■■		

[政務活動費充当計算]

政務活動勤務時間が明確に区分できる場合

差引支払額(E) [ ■■■■ 円 ] × (B) / (A) = ■■■■ 円

政務活動勤務時間が明確に区分できない場合

差引支払額(E) [ ■■■■ 円 ] × ■■■■ / ■■■■ ※ = ■■■■ 円

※按分率は、事務所の兼用の数による按分とする(政務活動専用事務所の場合は9/10)。



# 納入告知書 納付書\*領収証書

国庫金

厚生保険

年度 **3** 年金特別会計 **0343** 内閣府及び厚生労働省管 取扱庁番号 **6375** 00064679 取扱庁名 厚生労働省年金局(米子)



付月 令和 3年 4月分  
 付限 令和 3年 5月31日 右記のとおり納付してください。  
 令和 3年 5月21日

健康勘定 健康保険料	厚生年金勘定 厚生年金保険料	子ども・子育て支援勘定 子ども・子育て拠出金
円	円	円



納付目的  
 健康保険料  
 厚生年金保険料  
 子ども・子育て拠出金  
 令和 3年度

事業所整理記号 <b>02ウハハ</b>	事業所番号 <b>05434</b>	うち証券受領 円
収納機関番号 <b>00500122157030000</b>	納付番号 <b>00759054956</b>	確認番号

証券受領 全部 一部	合計額 千 百 十 億 千 百 十 万 千 百 十 円
---------------	--------------------------------

内閣府及び厚生労働省所管  
年金特別会計

納付場所 日本銀行本店、支店、代理店、歳入代理店又は日本年金機構  
 米子 年金事務所  
 延滞金の 期限内に完納されなかったときは、延滞金の納付を要します。  
 計算方法 (健康保険法第181条、同法附則第9条、厚生年金保険法第87条、同法附則第17条の14、子ども・子育て支援法第71条)  
 弁済の充當の順序は、元本に充て、次いで延滞金に充てる。  
 歳入徴収官  
 厚生労働省年金局事業管理課長

683-0852 米子市 河崎 699  
 テクノビル B  
 内田たかつぐ事務所 内田 隆嗣  
 2643 02-ウハハ 05434 090304

上記の合計額を領収しました。  
 (領収日付等)

金事務所の窓口以外で、日本年金機構の職員がこの領収証書により領収することはありません。  
 の納入告知書(納付書)はPay-easy(ペイジー)対応のATM、インターネットバンキング等を利用して納付することができます。

翌年度5月1日以降現年度歳入組入

# 納入告知書 納付書\*領収証書

国庫金

厚生保険

年度 **3** 年金特別会計 **0343** 内閣府及び厚生労働省管 取扱庁番号 **6375** 00064679 取扱庁名 厚生労働省年金局(米子)



付月 令和 3年 5月分  
 付限 令和 3年 6月30日 右記のとおり納付してください。  
 令和 3年 6月21日

健康勘定 健康保険料	厚生年金勘定 厚生年金保険料	子ども・子育て支援勘定 子ども・子育て拠出金
円	円	円

事業所整理記号 <b>02ウハハ</b>	事業所番号 <b>05434</b>	うち証券受領 円
収納機関番号 <b>00500122157030000</b>	納付番号 <b>1358618223</b>	確認番号

証券受領 全部 一部	合計額 千 百 十 億 千 百 十 万 千 百 十 円
---------------	--------------------------------

内閣府及び厚生労働省所管  
年金特別会計

納付場所 日本銀行本店、支店、代理店、歳入代理店又は日本年金機構  
 米子 年金事務所  
 延滞金の 期限内に完納されなかったときは、延滞金の納付を要します。  
 計算方法 (健康保険法第181条、同法附則第9条、厚生年金保険法第87条、同法附則第17条の14、子ども・子育て支援法第71条)  
 弁済の充當の順序は、元本に充て、次いで延滞金に充てる。  
 歳入徴収官  
 厚生労働省年金局事業管理課長

683-0852 米子市 河崎 699  
 テクノビル B  
 内田たかつぐ事務所 内田 隆嗣  
 2643 02-ウハハ 05434 090305

上記の合計額を領収しました。  
 (領収日付等)

金事務所の窓口以外で、日本年金機構の職員がこの領収証書により領収することはありません。  
 の納入告知書(納付書)はPay-easy(ペイジー)対応のATM、インターネットバンキング等を利用して納付することができます。

翌年度5月1日以降現年度歳入組入

## 社会保険料合計表の資料

内田たかつぐ事務所

令和 3年 9月15日

集計期間：令和 3年 5月

項目：給与

部門：柴田憲範

各月の給与及び各回の賞与で算出された保険料を集計

	被保険者徴収額	事業主	合計	標準報酬月額	標準賞与額
健康保険					0
基本保険料					
特定保険料					
調整保険料					
介護保険	0	0	0	0	0
厚生年金保険	0	0	0	0	0
厚生年金基金保険	0	0	0	0	0
合計					
子ども・子育て拠出金		0	0		
社会保険料合計					

## 社会保険料合計表の資料

内田たかつぐ事務所

令和 3年 9月15日

集計期間：令和 3年 6月

項目：給与

部門：柴田憲範

各月の給与及び各回の賞与で算出された保険料を集計

	被保険者徴収額	事業主	合計	標準報酬月額	標準賞与額
健康保険					0
基本保険料					
特定保険料					
調整保険料					
介護保険	0	0	0	0	0
厚生年金保険	0	0	0	0	0
厚生年金基金保険	0	0	0	0	0
合計					
子ども・子育て拠出金		0	0		
社会保険料合計					

納入告知書 納付書\*領収証書

国庫金

厚生保険

704

年度 3 年金特別会計 0343 内閣府及厚生労働省管 6375 取扱庁番号 00064679

取扱庁名

厚生労働省年金局(米子)



付の月 令和 3年 6月分

付限 令和 3年 8月 2日

健康勘定	健康保険料	円

厚生年金勘定	厚生年金保険料	円

子ども・子育て支援勘定	子ども・子育て拠出金	円

納付目的  
健康保険料  
厚生年金保険料  
子ども・子育て拠出金  
令和 3年度

内閣府及び厚生労働省所管  
年金特別会計

事業所整理記号	事業所番号	うち証券受領
02ウハハ	05434	円
収納機関番号	納付番号	確認番号
00500122157030000	1915544964	

証券受領  
全部 一部

合計額
千 百 十 億 千 百 十 万 千 百 十 円

納付場所 日本銀行本店、支店、代理店、歳入代理店又は日本年金機構

米子 年金事務所  
延滞金の 期限内に完納されなかったときは、延滞金の納付を要します。  
計算方法 (健康保険法第181条、同法附則第9条、厚生年金保険法第87条、  
同法附則第17条の14、子ども・子育て支援法第71条)  
弁済の充当の順序は、元本に充て、次いで延滞金に充てる。

683-0852 米子市 河崎 699  
テクノビル B  
内田たかつぐ事務所 内田 隆嗣  
2643 02-ウハハ 05434 090306  
様

上記の合計額を領収しました。



金事務所の窓口以外で、日本年金機構の職員がこの領収証書により領収することはありません。  
この納入告知書(納付書)はPay-easy(ペイジー)対応のATM、インターネットバンキング等を利用して納付することができます。

翌年度5月1日以降現年度歳入組入

803

納入告知書 納付書\*領収証書

国庫金

厚生保険

年度 3 年金特別会計 0343 内閣府及厚生労働省管 6375 取扱庁番号 00064679

取扱庁名

厚生労働省年金局(米子)



付の月 令和 3年 7月分

付限 令和 3年 8月 31日

健康勘定	健康保険料	円

厚生年金勘定	厚生年金保険料	円

子ども・子育て支援勘定	子ども・子育て拠出金	円

納付目的  
健康保険料  
厚生年金保険料  
子ども・子育て拠出金  
令和 3年度

内閣府及び厚生労働省所管  
年金特別会計

事業所整理記号	事業所番号	うち証券受領
02ウハハ	05434	円
収納機関番号	納付番号	確認番号
00500122157030000	2497349866	

証券受領  
全部 一部

合計額
千 百 十 億 千 百 十 万 千 百 十 円

納付場所 日本銀行本店、支店、代理店、歳入代理店又は日本年金機構

米子 年金事務所  
延滞金の 期限内に完納されなかったときは、延滞金の納付を要します。  
計算方法 (健康保険法第181条、同法附則第9条、厚生年金保険法第87条、  
同法附則第17条の14、子ども・子育て支援法第71条)  
弁済の充当の順序は、元本に充て、次いで延滞金に充てる。

683-0852 米子市 河崎 699  
テクノビル B  
内田たかつぐ事務所 内田 隆嗣  
2643 02-ウハハ 05434 090307  
様

上記の合計額を領収しました。



金事務所の窓口以外で、日本年金機構の職員がこの領収証書により領収することはありません。  
この納入告知書(納付書)はPay-easy(ペイジー)対応のATM、インターネットバンキング等を利用して納付することができます。

翌年度5月1日以降現年度歳入組入



## 社会保険料合計表の資料

内田たかつぐ事務所

令和 3年 9月15日

集計期間：令和 3年 7月

項目：給与

部門：柴田憲範

各月の給与及び各回の賞与で算出された保険料を集計

	被保険者徴収額	事業主	合計	標準報酬月額	標準賞与額
健康保険					0
基本保険料					
特定保険料					
調整保険料					
介護保険	0	0	0	0	0
厚生年金保険	0	0	0	0	0
厚生年金基金保険	0	0	0	0	0
合計					
子ども・子育て拠出金		0	0		
社会保険料合計					

## 社会保険料合計表の資料

内田たかつぐ事務所

令和 3年 9月15日

集計期間：令和 3年 8月

項目：給与

部門：柴田憲範

各月の給与及び各回の賞与で算出された保険料を集計

	被保険者徴収額	事業主	合計	標準報酬月額	標準賞与額
健康保険					0
基本保険料					
特定保険料					
調整保険料					
介護保険	0	0	0	0	0
厚生年金保険	0	0	0	0	0
厚生年金基金保険	0	0	0	0	0
合計					
子ども・子育て拠出金		0	0		
社会保険料合計					

納入告知書 納付書\* 領収証書

国庫金

厚生保険

903

年度 3 年金特別会計 0343 内閣府及び厚生労働省 6375 取扱庁番号 00064679 取扱庁名 厚生労働省年金局(米子)



納付目的 令和 3年 8月分

納付期限 令和 3年 9月30日

令和 3年 9月21日

Table with 2 columns: 健康勘定, 健康保険料

Table with 2 columns: 厚生年金勘定, 厚生年金保険料

Table with 2 columns: 子ども・子育て支援勘定, 子ども・子育て拠出金

納付目的 健康保険料 厚生年金保険料 子ども・子育て拠出金

令和 3年度

内閣府及び厚生労働省所管 年金特別会計

Table with columns: 事業所整理記号, 事業所番号, 収納機関番号, 納付番号, 確認番号

証券受領 全部 一部

Table with columns: 合計額, 千 百 十 億 千 百 十 万 千 百 十 円

納付場所 日本銀行本店、支店、代理店、歳入代理店又は日本年金機構 米子 年金事務所 683-0853 米子市 両三柳 2485

厚生労働省年金局事業管理課長

内田たかつぐ事務所 内田 隆嗣 2643 02-ウハハ 05434 090308

様



年金事務所の窓口以外で、日本年金機構の職員がこの領収証書により領収することはありません。 この納入告知書(納付書)はPay-easy(ペイジー)対応のATM、インターネットバンキング等を利用して納付することができます。

翌年度5月1日以降現年度歳入組入

納入告知書 納付書\* 領収証書

国庫金

厚生保険

1003

年度 3 年金特別会計 0343 内閣府及び厚生労働省 6375 取扱庁番号 00064679 取扱庁名 厚生労働省年金局(米子)



納付目的 令和 3年 9月分

納付期限 令和 3年 11月1日

令和 3年 10月20日

Table with 2 columns: 健康勘定, 健康保険料

Table with 2 columns: 厚生年金勘定, 厚生年金保険料

Table with 2 columns: 子ども・子育て支援勘定, 子ども・子育て拠出金

納付目的 健康保険料 厚生年金保険料 子ども・子育て拠出金

令和 3年度

内閣府及び厚生労働省所管 年金特別会計

Table with columns: 事業所整理記号, 事業所番号, 収納機関番号, 納付番号, 確認番号

証券受領 全部 一部

Table with columns: 合計額, 千 百 十 億 千 百 十 万 千 百 十 円

納付場所 日本銀行本店、支店、代理店、歳入代理店又は日本年金機構 米子 年金事務所 683-0853 米子市 両三柳 2485

厚生労働省年金局事業管理課長

内田たかつぐ事務所 内田 隆嗣 2643 02-ウハハ 05434 090309

様



年金事務所の窓口以外で、日本年金機構の職員がこの領収証書により領収することはありません。 この納入告知書(納付書)はPay-easy(ペイジー)対応のATM、インターネットバンキング等を利用して納付することができます。

翌年度5月1日以降現年度歳入組入

## 社会保険料合計表の資料

内田たかつぐ事務所

令和 4年 2月25日

集計期間：令和 3年 9月

項目：給与

部門：柴田憲範

各月の給与及び各回の賞与で算出された保険料を集計

	被保険者徴収額	事業主	合計	標準報酬月額	標準賞与額
健康保険					0
基本保険料					
特定保険料					
調整保険料					
介護保険	0	0	0	0	0
厚生年金保険	0	0	0	0	0
厚生年金基金保険	0	0	0	0	0
合計					
子ども・子育て拠出金		0	0		
社会保険料合計					

## 社会保険料合計表の資料

内田たかつぐ事務所

令和 4年 2月25日

集計期間：令和 3年10月

項目：給与

部門：柴田憲範

各月の給与及び各回の賞与で算出された保険料を集計

	被保険者徴収額	事業主	合計	標準報酬月額	標準賞与額
健康保険					0
基本保険料					
特定保険料					
調整保険料					
介護保険	0	0	0	0	0
厚生年金保険	0	0	0	0	0
厚生年金基金保険	0	0	0	0	0
合計					
子ども・子育て拠出金		0	0		
社会保険料合計					

納入告知書 納付書\*領収証書

国庫金

厚生保険

1103

年度 年金特別会計 内閣府及び厚生労働省 取扱庁番号 厚生労働省年金局(米子)



付月 令和 3年 10月分 付限 令和 3年 11月30日 令和 3年 11月18日

Table with 3 columns: 健康勘定, 厚生年金勘定, 子ども・子育て支援勘定. Includes sub-headers for health insurance and child support.

納付目的 健康保険料 厚生年金保険料 子ども・子育て拠出金

Table with 3 columns: 事業所整理記号, 事業所番号, うち証券受領. Includes fields for account numbers and confirmation numbers.

証券受領 全部 一部

Table with 2 columns: 合計額. Shows the total amount in thousands of yen.

令和 3年度 内閣府及び厚生労働省所管 年金特別会計

納付場所 日本銀行本店、支店、代理店、歳入代理店又は日本年金機構

米子 年金事務所 延滞金の 期限内に完納されなかったときは、延滞金の納付を要します。 計算方法 (健康保険法第181条、同法附則第9条、厚生年金保険法第87条、同法附則第17条の14、子ども・子育て支援法第71条) 弁済の充当の順序は、元本に充て、次いで延滞金に充てる。 歳入徴収官

683-0853 米子市 両三柳 2485 内田たかつぐ事務所 内田 隆嗣 2643 02-ウハハ 05434 090310 様

上記の合計額を領収しました。(領収日付等) 出納済 3. 11. 29 (8) 山陰合同・厚生通 (納付者様)

金事務所の窓口以外で、日本年金機構の職員がこの領収証書により領収することはできません。この納入告知書(納付書)はPay-easy(ペイジー)対応のATM、インターネットバンキング等を利用して納付することができます。

翌年度5月1日以降現年度歳入組入

納入告知書 納付書\*領収証書

国庫金

厚生保険

103

年度 年金特別会計 内閣府及び厚生労働省 取扱庁番号 厚生労働省年金局(米子)



付月 令和 3年 11月分 付限 令和 4年 1月4日 令和 3年 12月20日

Table with 3 columns: 健康勘定, 厚生年金勘定, 子ども・子育て支援勘定. Includes sub-headers for health insurance and child support.

納付目的 健康保険料 厚生年金保険料 子ども・子育て拠出金

Table with 3 columns: 事業所整理記号, 事業所番号, うち証券受領. Includes fields for account numbers and confirmation numbers.

証券受領 全部 一部

Table with 2 columns: 合計額. Shows the total amount in thousands of yen.

令和 3年度 内閣府及び厚生労働省所管 年金特別会計

納付場所 日本銀行本店、支店、代理店、歳入代理店又は日本年金機構

米子 年金事務所 延滞金の 期限内に完納されなかったときは、延滞金の納付を要します。 計算方法 (健康保険法第181条、同法附則第9条、厚生年金保険法第87条、同法附則第17条の14、子ども・子育て支援法第71条) 弁済の充当の順序は、元本に充て、次いで延滞金に充てる。 歳入徴収官

683-0853 米子市 両三柳 2485 内田たかつぐ事務所 内田 隆嗣 2643 02-ウハハ 05434 090311 様

上記の合計額を領収しました。(領収日付等) 日本銀行 領 4. 1. 4 収 米子代理店 (納付者様)

金事務所の窓口以外で、日本年金機構の職員がこの領収証書により領収することはできません。この納入告知書(納付書)はPay-easy(ペイジー)対応のATM、インターネットバンキング等を利用して納付することができます。

翌年度5月1日以降現年度歳入組入

## 社会保険料合計表の資料

内田たかつぐ事務所

令和 4年 2月25日

集計期間：令和 3年11月

項目：給与

部門：柴田憲範

各月の給与及び各回の賞与で算出された保険料を集計

	被保険者徴収額	事業主	合計	標準報酬月額	標準賞与額
健康保険					0
基本保険料					
特定保険料					
調整保険料					
介護保険	0	0	0	0	0
厚生年金保険	0	0	0	0	0
厚生年金基金保険	0	0	0	0	0
合計					
子ども・子育て拠出金		0	0		
社会保険料合計					

## 社会保険料合計表の資料

内田たかつぐ事務所

令和 4年 2月25日

集計期間：令和 3年12月

項目：給与

部門：柴田憲範

各月の給与及び各回の賞与で算出された保険料を集計

	被保険者徴収額	事業主	合計	標準報酬月額	標準賞与額
健康保険					0
基本保険料					
特定保険料					
調整保険料					
介護保険	0	0	0	0	0
厚生年金保険	0	0	0	0	0
厚生年金基金保険	0	0	0	0	0
合計					
子ども・子育て拠出金		0	0		
社会保険料合計					



納入告知書 納付書\* 領収証書

国庫金

厚生保険

104

年度 3 年金特別会計 0343 内閣府及び厚生労働省 6375 取扱い番号 00064679

取扱い名

厚生労働省年金局(米子)



付 令和 3年 12月分

限 令和 4年 1月31日 令和 4年 1月20日

健康勘定 健康保険料

厚生年金勘定 厚生年金保険料

子ども・子育て支援勘定 子ども・子育て拠出金

納付目的 健康保険料 厚生年金保険料 子ども・子育て拠出金 令和 3年度

事業所整理記号 02ウハハ 事業所番号 05434 うち証券受領 円 0050012221570300005478403887

証券受領 全部 一部

合計額 千 百 十 億 千 百 十 万 千 百 十 円

内閣府及び厚生労働省所管 年金特別会計

納付場所 日本銀行本店、支店、代理店、歳入代理店又は日本年金機構

米子 年金事務所

延滞金の 期限内に完納されなかったときは、延滞金の納付を要します。 計算方法 (健康保険法第181条、同法附則第9条、厚生年金保険法第87条、 同法附則第17条の14、子ども・子育て支援法第71条) 弁済の充當の順序は、元本に充て、次いで延滞金に充てる。

歳入徴収官

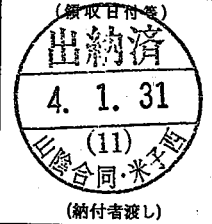
厚生労働省年金局事業管理課長

683-0853 米子市 両三柳 2485

内田たかつぐ事務所 内田 隆嗣 2643 02-ウハハ 05434 090312

様

上記の合計額を領収しました。



※事務所の窓口以外で、日本年金機構の職員がこの領収証書により領収することはありません。

納入先 (納付書) はPay-easy (ペイジー) 対応のATM、インターネットバンキング等を利用して納付することができます。

翌年度5月1日以降現年度歳入組入

納入告知書 納付書\* 領収証書

国庫金

厚生保険

203

年度 3 年金特別会計 0343 内閣府及び厚生労働省 6375 取扱い番号 00064679

取扱い名

厚生労働省年金局(米子)



納 令和 4年 1月分

付 令和 4年 2月28日 令和 4年 2月17日

健康勘定 健康保険料

厚生年金勘定 厚生年金保険料

子ども・子育て支援勘定 子ども・子育て拠出金

納付目的 健康保険料 厚生年金保険料 子ども・子育て拠出金 令和 3年度

事業所整理記号 02ウハハ 事業所番号 05434 うち証券受領 円 0050012221570300006118458071

証券受領 全部 一部

合計額 千 百 十 億 千 百 十 万 千 百 十 円

内閣府及び厚生労働省所管 年金特別会計

納付場所 日本銀行本店、支店、代理店、歳入代理店又は日本年金機構

米子 年金事務所

延滞金の 期限内に完納されなかったときは、延滞金の納付を要します。 計算方法 (健康保険法第181条、同法附則第9条、厚生年金保険法第87条、 同法附則第17条の14、子ども・子育て支援法第71条) 弁済の充當の順序は、元本に充て、次いで延滞金に充てる。

歳入徴収官

厚生労働省年金局事業管理課長

683-0853 米子市 両三柳 2485

内田たかつぐ事務所 内田 隆嗣 2643 02-ウハハ 05434 090401

様

上記の合計額を領収しました。



※事務所の窓口以外で、日本年金機構の職員がこの領収証書により領収することはありません。

の納入告知書(納付書)はPay-easy(ペイジー)対応のATM、インターネットバンキング等を利用して納付することができます。

翌年度5月1日以降現年度歳入組入

## 社会保険料合計表の資料

内田たかつぐ事務所

令和 4年 2月25日

集計期間：令和 4年 1月

項目：給与

部門：柴田憲範

各月の給与及び各回の賞与で算出された保険料を集計

	被保険者徴収額	事業主	合計	標準報酬月額	標準賞与額
健康保険					0
基本保険料					
特定保険料					
調整保険料					
介護保険	0	0	0	0	0
厚生年金保険	0	0	0	0	0
厚生年金基金保険	0	0	0	0	0
合計					
子ども・子育て拠出金		0	0		
社会保険料合計					

## 社会保険料合計表の資料

内田たかつぐ事務所

令和 4年 2月25日

集計期間：令和 4年 2月

項目：給与

部門：柴田憲範

各月の給与及び各回の賞与で算出された保険料を集計

	被保険者徴収額	事業主	合計	標準報酬月額	標準賞与額
健康保険					0
基本保険料					
特定保険料					
調整保険料					
介護保険	0	0	0	0	0
厚生年金保険	0	0	0	0	0
厚生年金基金保険	0	0	0	0	0
合計					
子ども・子育て拠出金		0	0		
社会保険料合計					

納入告知書 納付書\*領収証書

国庫金

厚生保険

303

年度 3 年金特別会計 0343 内閣府及び厚生労働省管 6375 取扱庁番号 00064679

取扱庁名

厚生労働省年金局(米子)



付目的月 令和 4年 2月分

付期限 令和 4年 3月31日

健康勘定 健康保険料

厚生年金勘定 厚生年金保険料

子ども・子育て支援勘定 子ども・子育て拠出金

納付目的 健康保険料 厚生年金保険料 子ども・子育て拠出金 令和 3年度

内閣府及び厚生労働省所管 年金特別会計

事業所整理記号 02ウハハ 事業所番号 05434 うち証券受領 円

証券受領 全部 一部

合計額 千 百 十 億 千 百 十 万 千 百 十 円

納付場所 日本銀行本店、支店、代理店、歳入代理店又は日本年金機構

米子 年金事務所 延滞金の 期限内に完納されなかったときは、延滞金の納付を要します。 計算方法 (健康保険法第181条、同法附則第9条、厚生年金保険法第87条、同法附則第17条の14、子ども・子育て支援法第71条) 弁済の充当の順序は、元本に充て、次いで延滞金に充てる。

683-0853 米子市 両三柳 2485

上記の合計額を領収しました。

(領収日付等)



歳入徴収官 厚生労働省年金局事業管理課長

内田たかつぐ事務所 内田 隆嗣 2643 02-ウハハ 05434 090402

様

金事務所の窓口以外で、日本年金機構の職員がこの領収証書により領収することはありません。 の納入告知書(納付書)はPay-easy(ペイジー)対応のATM、インターネットバンキング等を利用して納付することができます。

翌年度5月1日以降現年度歳入組入

納入告知書 納付書\*領収証書

国庫金

厚生保険

304

年度 4 年金特別会計 0343 内閣府及び厚生労働省管 6375 取扱庁番号 00064679

取扱庁名

厚生労働省年金局(米子)



付目的月 令和 4年 3月分

付期限 令和 4年 5月2日

健康勘定 健康保険料

厚生年金勘定 厚生年金保険料

子ども・子育て支援勘定 子ども・子育て拠出金

納付目的 健康保険料 厚生年金保険料 子ども・子育て拠出金 令和 4年度

内閣府及び厚生労働省所管 年金特別会計

事業所整理記号 02ウハハ 事業所番号 05434 うち証券受領 円

証券受領 全部 一部

合計額 千 百 十 億 千 百 十 万 千 百 十 円

納付場所 日本銀行本店、支店、代理店、歳入代理店又は日本年金機構

米子 年金事務所 延滞金の 期限内に完納されなかったときは、延滞金の納付を要します。 計算方法 (健康保険法第181条、同法附則第9条、厚生年金保険法第87条、同法附則第17条の14、子ども・子育て支援法第71条) 弁済の充当の順序は、元本に充て、次いで延滞金に充てる。

683-0853 米子市 両三柳 2485

上記の合計額を領収しました。

(領収日付等)



歳入徴収官 厚生労働省年金局事業管理課長

内田たかつぐ事務所 内田 隆嗣 2643 02-ウハハ 05434 090403

様

金事務所の窓口以外で、日本年金機構の職員がこの領収証書により領収することはありません。 の納入告知書(納付書)はPay-easy(ペイジー)対応のATM、インターネットバンキング等を利用して納付することができます。

翌年度5月1日以降現年度歳入組入

社会保険料合計表の資料

内田たかつぐ事務所

令和 4年 4月25日

集計期間：令和 4年 3月  
項目：給与  
部門：柴田憲範

各月の給与及び各回の賞与で算出された保険料を集計

	被保険者徴収額	事業主	合計	標準報酬月額	標準賞与額
健康保険					0
基本保険料					
特定保険料					
調整保険料					
介護保険	0	0	0	0	0
厚生年金保険	0	0	0	0	0
厚生年金基金保険	0	0	0	0	0
合計					
子ども・子育て拠出金		0	0		
社会保険料合計					

# 社会保険料合計表の資料

内田たかつぐ事務所

令和 4年 4月25日

集計期間：令和 4年 4月

項目：給与

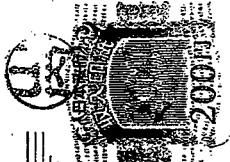
部門：柴田憲範

各月の給与及び各回の賞与で算出された保険料を集計

	被保険者徴収額	事業主	合計	標準報酬月額	標準賞与額
健康保険					0
基本保険料					
特定保険料					
調整保険料					
介護保険	0	0	0	0	0
厚生年金保険	0	0	0	0	0
厚生年金基金保険	0	0	0	0	0
合計					
子ども・子育て拠出金		0	0		
社会保険料合計					

領収証

令和3年5月31日  
 内田隆嗣事務所  
 内田隆嗣様



★ 100,000

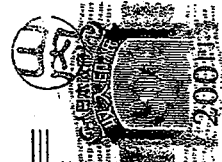
但 事務所家賃代  
 上記正に領収いたしました

内 訳  
 税放金額  
 消費税額等(%)  
 kaunet

502

領収証

令和3年6月30日  
 内田隆嗣事務所  
 内田隆嗣様



★ 100,000

但 事務所家賃代  
 上記正に領収いたしました

内 訳  
 税放金額  
 消費税額等(%)  
 kaunet

602

703

キャッシュサービスご利用明細票

毎度ご利用いただきありがとうございます。

ご利用年月日	取扱金庫・店番・通番
03 07 30	
カード発行金融機関一店番一口座番号	
お取引内容	お取引金額
お引出	¥100,000*
お取引後残高	
時刻	09:30
ページ	お取引後残高
振込依頼内容	

ご案内  
 受取人 様  
 依頼人 ウチタタカツク 様  
 TEL 090-1358-1115

印紙税申告納付につき米子  
 株式会社

裏面もご一読下さい。

802

キャッシュサービスご利用明細票

毎度ご利用いただきありがとうございます。

ご利用年月日	お取扱金庫・店番一機番通番
03 08 31	
カード発行金融機関一店番一口座番号	
お取引金額	万円券 五千円券 千円券 500円 100円 50円
お取引内容	お引出 二千円券 10円 5円 1円
お取引金額	¥0 過帳員
時刻	10:00
説明コード	お取引後残高
お取引金額 ¥100,000*	

ご案内  
 受取人 様  
 依頼人 ウチタタカツク 様  
 0859578882

裏面もご一読下さい。

902

キャッシュサービスご利用明細票

毎度ご利用いただきありがとうございます。

ご利用年月日	03 09 30				お取扱金庫・店番・機番通番		
カード発行金融機関-店番-口座番号							
お取引金額	万円	千円	円	500円	100円	50円	1円
お取引内容	お引出						
お取引金額	¥0						
時刻	09:47						
説明コード							
				お取引金額	¥100,000*		
				お取引後残高			

ご案内

ウチタツタカツク様

0859578882

裏面もご一読下さい。

1202

キャッシュサービスご利用明細票

毎度ご利用いただきありがとうございます。

ご利用年月日	03 12 29				お取扱金庫・店番・機番通番		
カード発行金融機関-店番-口座番号							
お取引金額	万円	千円	円	500円	100円	50円	1円
お取引内容	お引出						
お取引金額	¥0						
時刻	17:09						
説明コード							
				お取引金額	¥100,000*		
				お取引後残高			

ご案内

ウチタツタカツク様

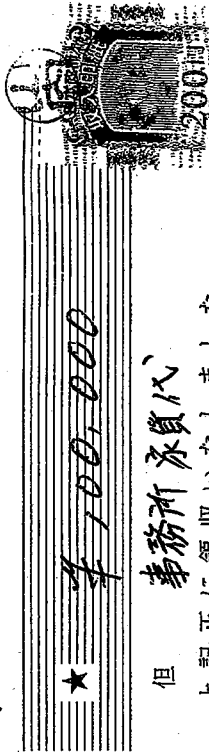
0859578882

1002

領収証

内田隆嗣事務所  
内田隆嗣様

2023年10月29日



但 事務所承負代

上記正に領収いたしました

内訳

税抜金額

消費税額等(%)

kaunet

102

キャッシュサービスご利用明細票

毎度ご利用いただきありがとうございます。

ご利用年月日	04 01 31				取扱金庫・店番・通番
カード発行金融機関-店番-口座番号					
お取引金額	¥100,000*				
お取引内容	お引出				
時刻	12:16				
振り込依頼内容					

ご案内

受取人

依頼人 ウチタツタカツク様

T E L 0859578882

印紙税申告納付につき米子

1002

キャッシュサービスご利用明細票

毎度ご利用いただきありがとうございます。

ご利用年月日	03 11 30				お取扱金庫・店番・機番通番		
カード発行金融機関-店番-口座番号							
お取引金額	万円	千円	円	500円	100円	50円	1円
お取引内容	お引出						
お取引金額	¥0						
時刻	09:45						
説明コード							
				お取引金額	¥100,000*		
				お取引後残高			

ご案内

ウチタツタカツク様

0859578882

裏面もご一読下さい。

202

キャッシュサービスご利用明細票

毎度ご利用いただきありがとうございます。

ご利用年月日	04 02 28				お取扱金庫・店番・機番通番		
カード発行金融機関-店番-口座番号							
お取引金額	万円	千円	円	500円	100円	50円	1円
お取引内容	お引出						
お取引金額	¥0						
時刻	16:01						
説明コード							
				お取引金額	¥100,000*		
				お取引後残高			

ご案内

ウチタツタカツク様

0859578882

302

キャッシュサービスご利用明細票

毎度ご利用いただきありがとうございます。

ご利用年月日	04 03 30				お取扱金庫・店番・機番通番		
カード発行金融機関-店番-口座番号							
お取引金額	万円	千円	円	500円	100円	50円	1円
お取引内容	お引出						
お取引金額	¥0						
時刻	18:17						
説明コード							
				お取引金額	¥100,000*		
				お取引後残高			

ご案内

ウチタツタカツク様

0859578882



〒 683-0012  
鳥取県米子市八幡  
6 6 2 - 2



内田 隆嗣 様

ご利用料金の請求内訳明細

1 / 1ページ

お客様番号	ご請求年月	2021年 03月分
ご請求額	ご請求期間	2021年 03月 01日 ~ 2021年 03月 31日
(内消費税) ( 380 円)	発行番号	

ご利用料金内訳

(単位：円)

NO	登録ID/お名前	請求内訳	内訳額	内訳計
1		M1ギガF (光ライブ) 基本使用料	3,520	
		メガ・エッグコレクト1利用料	550	
		新規加入割引 契約事務手数料相当	-88	
		新規加入割引 標準工事費相当	-1,100	
		契約事務手数料 (分割払い)	88	
		設置工事費 (分割払い)	1,100	4,070
		請求書発行手数料	110	110
		課税料金計 (10%対象)	4,180	
		(内消費税額等10%)	380	
		課税対象外等料金計 (*)	0	
		ご請求金額合計	4,180	

お客さま控え  
ご利用料金  
領収証

お客さま名  
内田 隆嗣

お客さま番号  
[REDACTED]

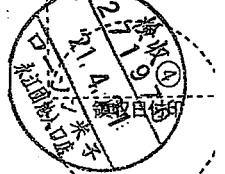
利用年月  
2021年 3月分

領収金額  
4,180

\*金額を訂正したものは無効です  
株式会社 エネルギア・コミュニケーションズ

MEGA EGG

コンビニ収納用  
収入印紙貼付欄



(コンビニ→お客さま送)

「4,180円のうち3,520円を計上」

「#」は旧税率、「0」は軽減税率対象であること

〒 683-0012  
鳥取県米子市八幡  
6 6 2 - 2

株式会社 エネルギア・コミュニケーションズ  
Energia Communications, Inc.

内田 隆嗣

様

## ご利用料金の請求内訳明細

1 / 1 ページ

お客様番号	ご請求年月	2021 年 04 月分
ご請求額	ご請求期間	2021年 04月 01日 ~ 2021年 04月 30日
(内消費税) ( 4,221 円)	発行番号	

## ご利用料金内訳

(単位：円)

NO	登録ID/お名前	請求内訳	内訳額	内訳計
1		M1ギガF (光ライフ) 基本使用料	3,050	
		メガ・エッグコレクト1利用料	550	
		契約事務手数料 (分割払い)	3,124	
		設置工事費 (分割払い)	36,300	
		解約金 (複数年契約)	3,300	46,324
		請求書発行手数料	110	110
		課税料金計 (10%対象)	46,434	
		(内消費税額等10%)	4,221	
		課税対象外等料金計 (*)	0	
		ご請求金額合計	46,434	

お客さま控え  
ご利用料金  
領収証

お客さま名  
内田 隆嗣

お客さま番号

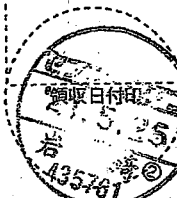
利用年月  
2021年 4月分

領収金額  
46,434 円

\*金額を訂正したものは無効です  
株式会社 エネルギア・コミュニケーションズ

MEGA EGG

コンビニ収納用  
収入印紙貼付欄



「#」は旧税率、「@」は軽減税率対象であること

(コンビニでお客さま渡)

「46,434円のうち 3,050円を計上」





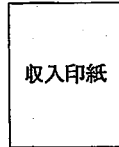




〒 683-0853  
米子市両三柳 2 4 8 5

2022年04月19日

内田 隆嗣 様



### 領収書

株式会社 中海テレビ放送   
 〒683-0852 鳥取県米子市河崎61  
 TEL (0859)29-2211 FAX(0859)2

お客様No. XXXXXXXXXX

領収金額 8,226 円

入金日	内訳	金額	備考
2021/11/10	デジタルミニコース (TV)	2,530 円	2021年10月分月払
2021/11/10	ひかりギガMAX (インターネット)	2,734 円	2021年10月分月払
2021/11/10	ケーブルプラス電話基本料(****-**-8882)	1,463 円	2021年09月分月払
2021/11/10	エバーサービス料	3 円	2021年09月分月払
2021/11/10	発信番号表示利用料	440 円	2021年09月分月払
2021/11/10	電話リレーサービス料	1 円	2021年09月分月払
2021/11/10	ケーブルプラス電話基本料(****-**-7026)	974 円	2021年09月分月払
2021/11/10	エバーサービス料	3 円	2021年09月分月払
2021/11/10	電話リレーサービス料	1 円	2021年09月分月払
2021/11/10	請求明細書発行手数料	77 円	2021年10月分月払
合 計		8,226 円	

**【お知らせ】**  
 平素より御利用いただきまして、誠にありがとうございます。  
 上記の料金を領収致しました。  
 今後ともご愛顧賜りますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

〒 683-0853  
米子市両三柳 2 4 8 5

2022年04月19日

内田 隆嗣 様

収入印紙

### 領収書

株式会社中海テレビ

〒683-0852 鳥取県米子市河崎61  
TEL (0859)29-2211 FAX (0859)2



お客様No. [REDACTED]

領収金額 9,353 円

入金日	内訳	金額	備考
2021/12/10	デジタルミニコース (TV)	2,530 円	2021年11月分月払
2021/12/10	ひかりギガMAX (インターネット)	2,734 円	2021年11月分月払
2021/12/10	ケーブルプラス電話基本料(****-**-8882)	1,463 円	2021年10月分月払
2021/12/10	エバーサルサービス料	3 円	2021年10月分月払
2021/12/10	au以外への通話料	88 円	2021年10月分月払
2021/12/10	発信番号表示利用料	440 円	2021年10月分月払
2021/12/10	着信転送利用料	550 円	2021年10月分月払
2021/12/10	電話リレーサービス料	1 円	2021年10月分月払
2021/12/10	ケーブルプラス電話基本料(****-**-7026)	1,463 円	2021年10月分月払
2021/12/10	エバーサルサービス料	3 円	2021年10月分月払
2021/12/10	電話リレーサービス料	1 円	2021年10月分月払
2021/12/10	請求明細書発行手数料	77 円	2021年11月分月払
<b>合 計</b>		9,353 円	

【お知らせ】

平素より御利用いただきまして、誠にありがとうございます。  
上記の料金を領収致しました。  
今後ともご愛顧賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。



〒 683-0853  
米子市両三柳 2 4 8 5

2022年04月19日

内田 隆嗣 様

収入印紙

領収書

株式会社中海テレビ放送  
〒683-0852 鳥取県米子市河崎61  
TEL (0859) 29-2211 FAX (0859) 29-2212



お客様No. [Redacted]

領収金額 9,388 円

入金日	内訳	金額	備考
2022/01/11	デジタルミニコース (TV)	2,530 円	2021年12月分月払
2022/01/11	ひかりギガMAX (インターネット)	2,734 円	2021年12月分月払
2022/01/11	ケーブルプラス電話基本料(****-**-8882)	1,463 円	2021年11月分月払
2022/01/11	エバーサルサービス料	3 円	2021年11月分月払
2022/01/11	au以外への通話料	123 円	2021年11月分月払
2022/01/11	発信番号表示利用料	440 円	2021年11月分月払
2022/01/11	着信転送利用料	550 円	2021年11月分月払
2022/01/11	電話リレーサービス料	1 円	2021年11月分月払
2022/01/11	ケーブルプラス電話基本料(****-**-7026)	1,463 円	2021年11月分月払
2022/01/11	エバーサルサービス料	3 円	2021年11月分月払
2022/01/11	電話リレーサービス料	1 円	2021年11月分月払
2022/01/11	請求明細書発行手数料	77 円	2021年12月分月払
合計		9,388 円	

【お知らせ】

平素より御利用いただきまして、誠にありがとうございます。  
上記の料金を領収致しました。  
今後ともご愛顧賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

〒 683-0853  
米子市両三柳 2 4 8 5

2022年04月19日

内田 隆嗣 様

収入印紙

領収書

株式会社 中海テレビ放送

〒683-0852 鳥取県米子市河崎610番地  
TEL (0859)29-2211 FAX (0859)29-2212



お客様No. [REDACTED]

領収金額 9,265 円

入金額	内訳	金額	備考
2022/02/10	デジタルミニコース (TV)	2,530 円	2022年01月分月払
2022/02/10	ひかりギガMAX (インターネット)	2,734 円	2022年01月分月払
2022/02/10	ケーブルプラス電話基本料 (****-**-8882)	1,463 円	2021年12月分月払
2022/02/10	エバーサルスールサービス料	3 円	2021年12月分月払
2022/02/10	発信番号表示利用料	440 円	2021年12月分月払
2022/02/10	着信転送利用料	550 円	2021年12月分月払
2022/02/10	電話リレーサービス料	1 円	2021年12月分月払
2022/02/10	ケーブルプラス電話基本料 (****-**-7026)	1,463 円	2021年12月分月払
2022/02/10	エバーサルスールサービス料	3 円	2021年12月分月払
2022/02/10	電話リレーサービス料	1 円	2021年12月分月払
2022/02/10	請求明細書発行手数料	77 円	2022年01月分月払
合 計		9,265 円	

【お知らせ】

平素より御利用いただきまして、誠にありがとうございます。  
上記の料金を領収致しました。  
今後ともご愛顧賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

〒 683-0853  
米子市両三柳 2 4 8 5

2022年04月19日

内田 隆嗣 様

収入印紙

領収書

株式会社中海テレビ  
〒683-0852 鳥取県米子市河崎61  
TEL (0859)29-2211 FAX(0859)2



お客様No. [Redacted]

領収金額 9,263 円

入金日	内訳	金額	備考
2022/03/10	デジタルミニコース (TV)	2,530 円	2022年02月分月払
2022/03/10	ひかりギガMAX (インターネット)	2,734 円	2022年02月分月払
2022/03/10	ケーブルプラス電話基本料(****-**-8882)	1,463 円	2022年01月分月払
2022/03/10	エバーサルサービス料	2 円	2022年01月分月払
2022/03/10	発信番号表示利用料	440 円	2022年01月分月払
2022/03/10	着信転送利用料	550 円	2022年01月分月払
2022/03/10	電話リレーサービス料	1 円	2022年01月分月払
2022/03/10	ケーブルプラス電話基本料(****-**-7026)	1,463 円	2022年01月分月払
2022/03/10	エバーサルサービス料	2 円	2022年01月分月払
2022/03/10	電話リレーサービス料	1 円	2022年01月分月払
2022/03/10	請求明細書発行手数料	77 円	2022年02月分月払
合計		9,263 円	

【お知らせ】

平素より御利用いただきまして、誠にありがとうございます。  
上記の料金を領収致しました。  
今後ともご愛顧賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

納品書

有限会社

米子プリント社

代表取締役 難波弘貴

〒683-0845 鳥取県米子市旗ヶ崎2218番地

TEL 0859-22-2155 FAX 0859-22-2157



〒

内田 隆嗣 様

伝票日付	伝票番号	得意先	担当者
2022/03/29	1035697	1	難波弘貴

受注No	商品名	数量	単位	単価	金額	消費税
046517	はばたけとっとり (11種類)	52,340	枚		494,688	49,469
046517	B4折込代 (鳥取県)	39,360	枚	4.20	165,312	16,531
(備考)				小計	660,000	66,000
				伝票合計		726,000

請求書

有限会社

米子プリント社

代表取締役 難波弘貴

〒683-0845 鳥取県米子市旗ヶ崎2218番地

TEL 0859-22-2155 FAX 0859-22-2157



〒

内田 隆嗣 様

伝票日付	伝票番号	得意先	担当者
2022/03/29	1035697	1	難波弘貴

受注No	商品名	数量	単位	単価	金額	消費税
046517	はばたけとっとり (11種類)	52,340	枚		494,688	49,469
046517	B4折込代 (鳥取県)	39,360	枚	4.20	165,312	16,531
(備考)				小計	660,000	66,000
				伝票合計		726,000

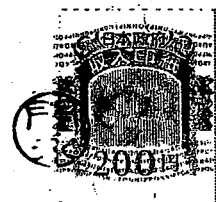
振込先 山陰合同銀行米子支店

領収書

令和 4 年 4 月 25 日

内田 隆嗣 様

★ ¥726,000-



但し「はばたけとっとり」印刷・折込代  
上記の通り確かに領収しました

内 訳	
現金	✓
小切手	
手形	
振込	
相殺	

有限会社 米子プリント社

代表取締役 難波弘貴

鳥取県米子市旗ヶ崎2218番地 TEL 0859-22-2155



係印なきものは無効とします。

# はばたけどとろ!

## 内田たかつぐ 県議会報告

### 米子市内小中学校の通学路安全対策の推進状況

### 尚徳中学校区 [ 成美小学校、尚徳小学校、尚徳中学校、五千石小学校 ]

鳥取県は米子市と共同で、通学路の安全点検をおして学校から寄せられた通学路の危険箇所について、「米子市通学路交通安全プログラム」により関係機関が連携し安全対策を推進しています。平成24年度から令和2年度までに把握された危険箇所について、令和3年7月時点の取り組み内容を

を中学校区ごとの安全対策一覧表及び対策箇所図として掲載いたします。(紙面の都合上、平成27年度以降の情報を掲載してあります。)なお、通学する児童生徒にとっての危険な場所や状況は道路事情などで変わることから、新たな危険箇所に関する情報は、児童生徒の通学路へお寄せください。

平成27年度 通学路安全点検危険箇所における安全対策一覧表 (R3.7時点)

箇所図番号	学校名	通学路の状況・危険の内容	道路管理者・警察による対策		学校による対策	
			実施済	実施予定	実施済	実施予定
363	尚徳小学校	歩道無く水路の無い区間を通る危険。歩道ある側にも横断歩道が無い。	●	●	●	●
364	尚徳小学校	交差点に横断歩道なく、道路標識が危険。交差点内に車線分離設置を要す。	●	●	●	●
368	成美小学校	歩道が無く路肩が狭い上、外側線が消えている区間が多い危険。	●	●	●	●

平成30年度 通学路安全点検危険箇所における安全対策一覧表 (R3.7時点)

箇所図番号	学校名	通学路の状況・危険の内容	道路管理者・警察による対策		学校による対策	
			実施済	実施予定	実施済	実施予定
498	尚徳中学校	三平路交差点の山側に車が渡り難く、横断歩道が狭い危険。	●	●	●	●

令和元年度 通学路安全点検危険箇所における安全対策一覧表 (R3.7時点)

箇所図番号	学校名	通学路の状況・危険の内容	道路管理者・警察による対策		学校による対策	
			実施済	実施予定	実施済	実施予定
547	尚徳小学校	校門前の横断歩道を歩くと差入れられなくなり、車の往來を確認し、恐れがある。	●	●	●	●
548	尚徳小学校	横断歩道に入るまでに駐車場を通るため、車と接触する危険がある。	●	●	●	●
549	尚徳小学校	歩道が経路の途中で狭くなる危険。	●	●	●	●
550	尚徳小学校	経路に農業用水路があり、通行時落下する危険がある。	●	●	●	●
551	尚徳小学校	同じ法人である老健施設の敷地を通るため、駐車場があり、車の往來時接触する危険がある。	●	●	●	●
552	尚徳小学校	緑石があるが横断歩道の間が広く危険。	●	●	●	●
553	尚徳小学校	交差点の待機場所があるが交通量が少なく危険。緑石があるが横断歩道の間が広く危険。	●	●	●	●
554	尚徳小学校	緑石があるが横断歩道の間が広く危険。	●	●	●	●
555	五千石小学校	駐車場が新設されたため、歩道内に車が通ることがある。	●	●	●	●

平成29年度 通学路安全点検危険箇所における安全対策一覧表 (R3.7時点)

箇所図番号	学校名	通学路の状況・危険の内容	道路管理者・警察による対策		学校による対策	
			実施済	実施予定	実施済	実施予定
434	五千石小学校	交通量はそれほど多くはないが、外側線がなくなり、道路が一体化して、歩道が狭くなり、下り坂時に車が通る危険。	●	●	●	●
435	五千石小学校	横断歩道を歩道より少なくなったところにあり、バリエーションに合わせた歩道が、いまいち曲がっていることがある。	●	●	●	●
472	五千石小学校	道路の幅が狭く、カーブについて見通しが悪い危険。また、街灯が少なく危険。路面標示の設置及び街灯を改善してほしい。	●	●	●	●
473	尚徳小学校	踏切帯が狭く歩道がない箇所がある。	●	●	●	●
438	成美小学校	片側に深い水路が横たわり、歩道が狭く、歩道があるため、歩道防止の柵が必要。	●	●	●	●
439	成美小学校	横断歩道に車の除雪の車が歩いたため、歩道が凍結している危険がある。	●	●	●	●
465	尚徳中学校	交通量が多く、横断歩道時に車道通行を妨げる危険がある。また、歩道の除雪が必要。	●	●	●	●

箇所図番号	学校名	通学路の状況・危険の内容	道路管理者・警察による対策		学校による対策	
			実施済	実施予定	実施済	実施予定
556	五千石小学校	交差点の待機場所があるが交通量が少なく危険。緑石があるが横断歩道の間が広く危険。	●	●	●	●
563	成美小学校	交差点の待機場所があるが交通量が少なく危険。	●	●	●	●
564	成美小学校	交差点の待機場所があるが交通量が少なく危険。	●	●	●	●
565	成美小学校	ガードレール等防護柵がなく危険。	●	●	●	●
591	尚徳中学校	坂を登り、よく降りてくる自転車と自動車の衝突が起しやすい。米子市)通しが良い交差点で車と自転車の衝突が起しやすい。米子市)安全指導対応。	●	●	●	●
592	尚徳中学校	待機場所があるが交通量が多く危険。安楽寺橋歩道橋が通行止めのため、指方方面から通学する生徒は国道181号線安楽寺橋の歩道を通る。	●	●	●	●

令和2年度 通学路安全点検危険箇所における安全対策一覧表 (R3.7時点)

箇所図番号	学校名	通学路の状況・危険の内容	道路管理者・警察による対策		学校による対策	
			実施済	実施予定	実施済	実施予定
609	成美小学校	歩道が片側にしかなく、歩行者と自転車のすれ違いにより危険なため、指方方面にも歩道を設置してほしい。	●	●	●	●
615	尚徳中学校	道路の両側から竹や樹木が伸びてきており、通学中の生徒へ接触する危険がある。	●	●	●	●
620	五千石小学校	通学路の幅の狭い箇所があるが、米子市)担当より所有者へ対応の依頼し所有者に設置済	●	●	●	●

出典：米子市「米子市内小中学校の通学路安全対策の推進状況 尚徳中学校区 安全対策一覧表」  
<https://www.city.yonagoi.jp/secure/25072/08sho-tltranR2.pdf>  
 チラシ裏面に箇所図番号を記載した地図がございます。場所につきましては裏面をご覧ください。



# はばたけとどろ

## 米子市内小中学校の通学路安全対策の推進状況 箕蚊屋中学校区 [箕蚊屋小学校、伯仙小学校]

鳥取県は米子市と共同で、通学路の安全点検をおして学校から寄せられた通学路の危険な箇所について、「米子市通学路交通安全プログラム」により関係機関が連携し安全対策を推進しています。平成24年度から令和2年度までに把握された危険箇所について、令和3年7月時点の取り組み内容を

平成27年度 緊急通学路安全点検危険箇所における安全対策一覧表 (R3.7時点)

箇所図番	学校名	通学路の状況・危険の内容	道路管理者・警察による対策 実施予定 実施済	学校による対策 実施予定 実施済	立 ち 番	指 交 通 安 全 標 識
369	箕蚊屋小学校	歩道がなく狭く、歩道が歩道帯に侵入し、歩道帯が歩道帯に侵入している。	米子市)歩道帯設置 米子市)歩道帯設置	米子市)歩道帯設置 米子市)歩道帯設置	●	●
370	箕蚊屋小学校	トンネルの通行が多い上に、歩道帯が歩道帯に侵入している。	米子市)歩道帯設置 米子市)歩道帯設置	米子市)歩道帯設置 米子市)歩道帯設置	●	●
371	箕蚊屋小学校	道路沿いに水路があるが防壁が壊れている。	米子市)防壁設置 米子市)防壁設置	米子市)防壁設置 米子市)防壁設置	●	●
372	伯仙小学校	歩道があるが、歩道帯が歩道帯に侵入している。	米子市)歩道帯設置 米子市)歩道帯設置	米子市)歩道帯設置 米子市)歩道帯設置	●	●

平成28年度 緊急通学路安全点検危険箇所における安全対策一覧表 (R3.7時点)

箇所図番	学校名	通学路の状況・危険の内容	道路管理者・警察による対策 実施予定 実施済	学校による対策 実施予定 実施済	立 ち 番	指 交 通 安 全 標 識
400	箕蚊屋小学校	交通量が多い歩道帯に歩道帯が歩道帯に侵入している。	米子市)歩道帯設置 米子市)歩道帯設置	米子市)歩道帯設置 米子市)歩道帯設置	●	●
401	伯仙小学校	歩道帯が歩道帯に侵入している。	米子市)歩道帯設置 米子市)歩道帯設置	米子市)歩道帯設置 米子市)歩道帯設置	●	●
402	伯仙小学校	歩道帯が歩道帯に侵入している。	米子市)歩道帯設置 米子市)歩道帯設置	米子市)歩道帯設置 米子市)歩道帯設置	●	●
413	箕蚊屋中学校	歩道帯が歩道帯に侵入している。	米子市)歩道帯設置 米子市)歩道帯設置	米子市)歩道帯設置 米子市)歩道帯設置	●	●

平成29年度 緊急通学路安全点検危険箇所における安全対策一覧表 (R3.7時点)

箇所図番	学校名	通学路の状況・危険の内容	道路管理者・警察による対策 実施予定 実施済	学校による対策 実施予定 実施済	立 ち 番	指 交 通 安 全 標 識
440	箕蚊屋小学校	歩道帯が歩道帯に侵入している。	米子市)歩道帯設置 米子市)歩道帯設置	米子市)歩道帯設置 米子市)歩道帯設置	●	●
441	箕蚊屋小学校	歩道帯が歩道帯に侵入している。	米子市)歩道帯設置 米子市)歩道帯設置	米子市)歩道帯設置 米子市)歩道帯設置	●	●

平成30年度 緊急通学路安全点検危険箇所における安全対策一覧表 (R3.7時点)

箇所図番	学校名	通学路の状況・危険の内容	道路管理者・警察による対策 実施予定 実施済	学校による対策 実施予定 実施済	立 ち 番	指 交 通 安 全 標 識
442	箕蚊屋小学校	歩道帯が歩道帯に侵入している。	米子市)歩道帯設置 米子市)歩道帯設置	米子市)歩道帯設置 米子市)歩道帯設置	●	●
443	箕蚊屋小学校	歩道帯が歩道帯に侵入している。	米子市)歩道帯設置 米子市)歩道帯設置	米子市)歩道帯設置 米子市)歩道帯設置	●	●
444	伯仙小学校	歩道帯が歩道帯に侵入している。	米子市)歩道帯設置 米子市)歩道帯設置	米子市)歩道帯設置 米子市)歩道帯設置	●	●
445	伯仙小学校	歩道帯が歩道帯に侵入している。	米子市)歩道帯設置 米子市)歩道帯設置	米子市)歩道帯設置 米子市)歩道帯設置	●	●
446	伯仙小学校	歩道帯が歩道帯に侵入している。	米子市)歩道帯設置 米子市)歩道帯設置	米子市)歩道帯設置 米子市)歩道帯設置	●	●
447	伯仙小学校	歩道帯が歩道帯に侵入している。	米子市)歩道帯設置 米子市)歩道帯設置	米子市)歩道帯設置 米子市)歩道帯設置	●	●
471	箕蚊屋中学校	歩道帯が歩道帯に侵入している。	米子市)歩道帯設置 米子市)歩道帯設置	米子市)歩道帯設置 米子市)歩道帯設置	●	●

令和元年 緊急通学路安全点検危険箇所における安全対策一覧表 (R3.7時点)

箇所図番	学校名	通学路の状況・危険の内容	道路管理者・警察による対策 実施予定 実施済	学校による対策 実施予定 実施済	立 ち 番	指 交 通 安 全 標 識
507	箕蚊屋中学校	歩道帯が歩道帯に侵入している。	米子市)歩道帯設置 米子市)歩道帯設置	米子市)歩道帯設置 米子市)歩道帯設置	●	●
508	箕蚊屋中学校	歩道帯が歩道帯に侵入している。	米子市)歩道帯設置 米子市)歩道帯設置	米子市)歩道帯設置 米子市)歩道帯設置	●	●
566	箕蚊屋小学校	歩道帯が歩道帯に侵入している。	米子市)歩道帯設置 米子市)歩道帯設置	米子市)歩道帯設置 米子市)歩道帯設置	●	●
595	箕蚊屋中学校	歩道帯が歩道帯に侵入している。	米子市)歩道帯設置 米子市)歩道帯設置	米子市)歩道帯設置 米子市)歩道帯設置	●	●
596	箕蚊屋中学校	歩道帯が歩道帯に侵入している。	米子市)歩道帯設置 米子市)歩道帯設置	米子市)歩道帯設置 米子市)歩道帯設置	●	●
597	箕蚊屋中学校	歩道帯が歩道帯に侵入している。	米子市)歩道帯設置 米子市)歩道帯設置	米子市)歩道帯設置 米子市)歩道帯設置	●	●

令和2年度 緊急通学路安全点検危険箇所における安全対策一覧表 (R3.7時点)

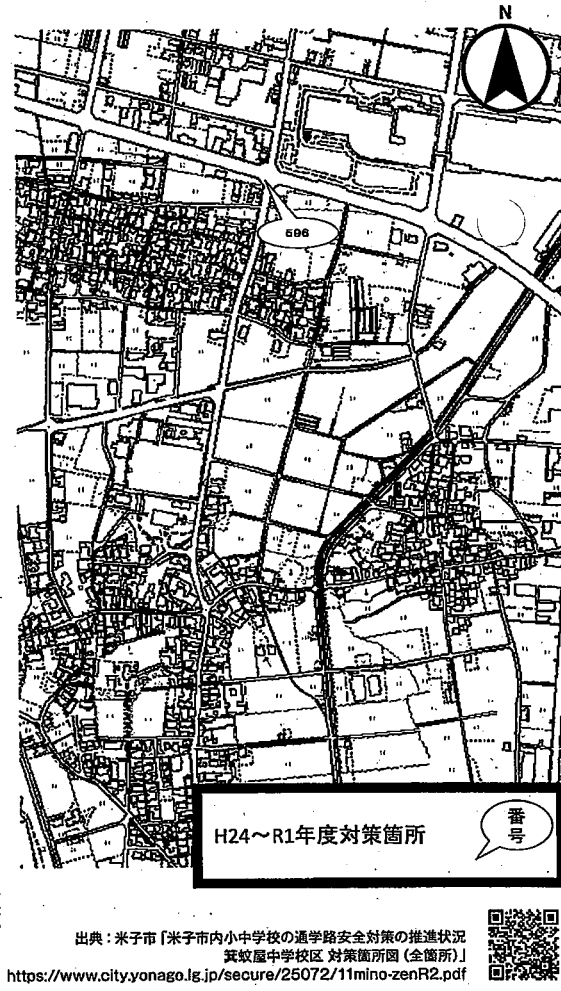
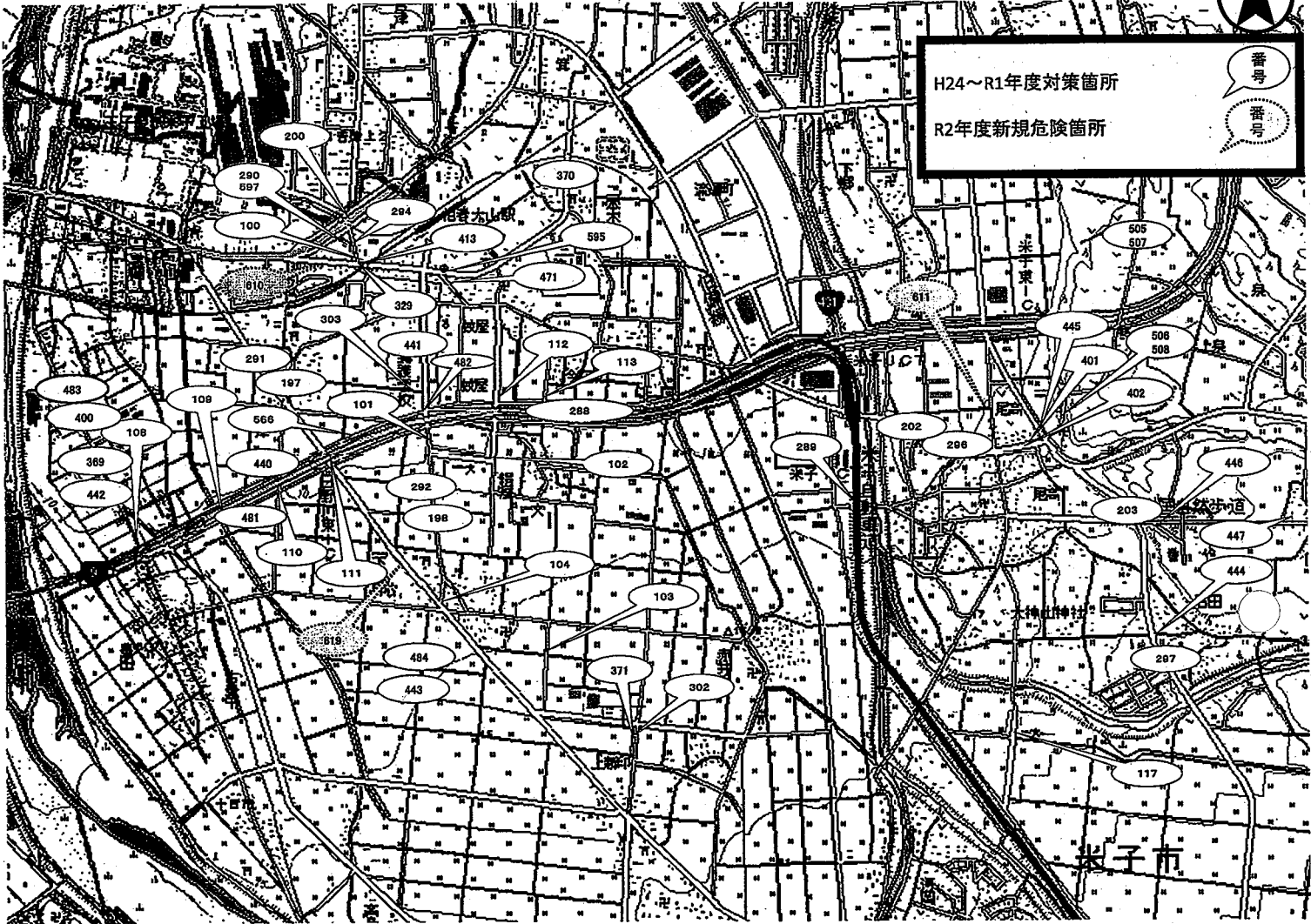
箇所図番	学校名	通学路の状況・危険の内容	道路管理者・警察による対策 実施予定 実施済	学校による対策 実施予定 実施済	立 ち 番	指 交 通 安 全 標 識
610	箕蚊屋小学校	歩道帯が歩道帯に侵入している。	米子市)歩道帯設置 米子市)歩道帯設置	米子市)歩道帯設置 米子市)歩道帯設置	●	●
611	伯仙小学校	歩道帯が歩道帯に侵入している。	米子市)歩道帯設置 米子市)歩道帯設置	米子市)歩道帯設置 米子市)歩道帯設置	●	●
618	箕蚊屋中学校	歩道帯が歩道帯に侵入している。	米子市)歩道帯設置 米子市)歩道帯設置	米子市)歩道帯設置 米子市)歩道帯設置	●	●
619	箕蚊屋小学校	歩道帯が歩道帯に侵入している。	米子市)歩道帯設置 米子市)歩道帯設置	米子市)歩道帯設置 米子市)歩道帯設置	●	●

出典：米子市「米子市内小中学校の通学路安全対策の推進状況 箕蚊屋中学校区 安全対策一覧表」  
<https://www.city.yonagoi.lg.jp/secure/25072/11/mino-iliranR2.pdf>  
チラシ裏面に箇所図番を記載した地図がございます。場所につきましては裏面をご覧ください。

お問合わせ

鳥取県議会議員 内田たかつぐ ■ 自宅/米子市八幡662-2 ■ 事務所/米子市西三柳2485 Tel: 0859-57-8882

# 鳥取県 米子市 箕蚊屋中学校区通学路対策箇所図





# はばたけとどろ

## 米子市内小中学校の通学路安全対策の推進状況 美保中学校区 [ 和津小学校、美保中学校 ]

鳥取県は米子市と共同で、通学路の安全点検をおこなって、通学路の危険な箇所について、「米子市通学路交通安全プログラム」により関係機関が連携し安全対策を推進しています。平成24年度から令和2年度までに把握された危険箇所について、令和3年7月時点の取り組み内容を

を中学校区ごとの安全対策一覧表及び対策箇所図として掲載いたします。(紙面の都合上、平成27年度以降の情報を掲載しておきます。)なお、通学上、児童生徒にとっての危険な場所や状況は道路事情などで変わることから、新たな危険箇所に関する情報は、児童生徒の通う学校へお寄せください。

平成27年度 緊急通学路安全点検危険箇所における安全対策一覧表 (R3.7時点)

箇所図番号	学校名	通学路の状況・危険の内容	道路管理者・警察による対策		学校による対策	
			実施済	実施予定	実施済	実施予定
365	大津津小学校	交通量多いが歩道無い。緑の通学路帯内に電柱等があり歩行に支障となり危険。	●	●	●	●
366	和津小学校	車がスピードを出して通行し、照明灯が無く危険。街路灯が必要。	●	●	●	●

平成28年度 緊急通学路安全点検危険箇所における安全対策一覧表 (R3.7時点)

箇所図番号	学校名	通学路の状況・危険の内容	道路管理者・警察による対策		学校による対策	
			実施済	実施予定	実施済	実施予定
411	美保中学校	工事中で溝がな川に蓋も無い。ため、車と自転車が並走し危険。防護柵、水路の蓋かけ等整備してほしい。 ○良くなくなった点、車道と歩道の分離。その他(要所)ごとに警備員が配置されている。 ●更に改善が必要と思われる。歩道帯の除去(せいかく歩道)歩道帯を撤去して、歩道帯を確保して、歩道帯の所有者を確認したのが夏休身体験日だったからかもしれないが、工事関係の車が歩道に3台くらい駐車してあった。また、路側帯に空き地の草がはみ出していた。	●	●	●	●

平成29年度 緊急通学路安全点検危険箇所における安全対策一覧表 (R3.7時点)

箇所図番号	学校名	通学路の状況・危険の内容	道路管理者・警察による対策		学校による対策	
			実施済	実施予定	実施済	実施予定
437	大津津小学校	米子空港に近く車の通行は多いが、非道がないため置きには道路が草がはみ出して歩道歩きにくい危険。	●	●	●	●
464	美保中学校	非道がなく車道の通行が一時停止の徹底を指導してほしい。	●	●	●	●

平成30年度 緊急通学路安全点検危険箇所における安全対策一覧表 (R3.7時点)

箇所図番号	学校名	通学路の状況・危険の内容	道路管理者・警察による対策		学校による対策	
			実施済	実施予定	実施済	実施予定
480	崎津小学校	登校時に学校周辺6号道路橋が断る内の2箇所(橋脚)に歩道が設置されていない危険。 学校側に歩行者用路側帯を設置することによって歩道が確保される。	●	●	●	●
496	美保中学校	北側には歩道があるが美保中学校側は水路沿いで道路が狭く危険なため歩道整備が必要。	●	●	●	●

令和元年度 緊急通学路安全点検危険箇所における安全対策一覧表 (R3.7時点)

箇所図番号	学校名	通学路の状況・危険の内容	道路管理者・警察による対策		学校による対策	
			実施済	実施予定	実施済	実施予定
557	崎津小学校	橋脚回数を減らすために、歩行者路側帯を設置してほしい。	●	●	●	●
558	崎津小学校	幅員が狭く車と接触する危険性あり。路地から斜線に出てくる歩行者が確認し難い。歩道整備してほしい。	●	●	●	●
559	和津小学校	橋断歩道の真ん中部分が消えている。→塞ぎ直し	●	●	●	●
560	和津小学校	交差点と橋断歩道はあるが、波のうねりや横断歩道の幅が狭くなる。またその先は道幅が狭くなる。丁字路になっている。交通量は多くはないが、車と歩行者がすれ違ふことがある。	●	●	●	●
561	和津小学校	押しピンや信号機や歩道はあるが、443と和津浜工場地帯付近で道路が交差する交通量が増えることが予測される。交差点に整備中の歩道を接続すると橋断回数が増える危険。	●	●	●	●

令和2年度 緊急通学路安全点検危険箇所における安全対策一覧表 (R3.7時点)

箇所図番号	学校名	通学路の状況・危険の内容	道路管理者・警察による対策		学校による対策	
			実施済	実施予定	実施済	実施予定
566	美保中学校	多くの生徒が利用する通学路上の道路に側溝があり、自転車が車とすれ違ふ際に自転車が側溝に転落する危険性があるため、側溝に蓋をつけてほしい。	●	●	●	●
561	美保中学校	近年、三叉路交差点角の民家が車庫を建てられたため、見通しが非常に悪くなった。一言下校時には多くの生徒が集団となり通行する箇所であり、非常に危険である。ミラー設置してあるのが大型化して、安全性を強化してほしい。	●	●	●	●

出典：米子市「米子市内小中学校の通学路安全対策の進捗状況 美保中学校区 安全対策一覧表」  
<https://www.city.yonagoi.jp/secure/25072/06miho-itiranR2.pdf>  
チラシ裏面に箇所図番号を記載した地図がございます。場所につきましては裏面をご覧ください。

お問い合わせ

鳥取県議会議員 内田たかつぐ

■ 自宅 / 米子市八幡662-2

■ 事務所 / 米子市西三柳2485 Tel: 0859-57-8882



# 鳥取県 米子市 美保中学校区通学路対策箇所図



H24～R1年度対策箇所  
R2年度新規危険箇所

番号  
番号



# はばたけとどろ

## 米子市内小中学校の通学路安全対策の推進状況

### 加茂中学校区 [ 加茂小学校、河崎小学校、加茂中学校 ]

鳥取県は米子市と共同で、通学路の安全点検をおとして学校から寄せられた通学路の危険な箇所について、「米子市通学路交通安全プログラム」により関係機関が連携し安全対策を推進しています。平成24年度から令和2年度までに把握された危険箇所について、令和3年7月時点の取り組み内容を

を中学校区ごとの安全対策一覧表及び対策箇所図として掲載いたします。なお、通学する児童生徒にとっての危険な場所や状況は道路事情などで変わることから、新たな危険箇所に関する情報は、児童生徒の通う学校へお寄せください。

平成24年度～26年度 緊急通学路安全点検危険箇所における安全対策一覧表 (R3.7時点)

箇所図番号	学校名	通学路の状況・危険の内容	実施内容	実施主体等・対策内容	学校による対策
72	加茂小学校	車の検定が確認しにくい。		米子市)カーブミラー	●
73	加茂小学校	通学路と店舗等に入りの車が重なり危険、自転車が通行しにくい。		鳥取県)低木剪定	●
74	加茂小学校	幅員が狭く交通量が多い、保育園の送迎と重なった危険。		米子市)通学路路面標示	●
75	加茂小学校	産業道路に向けて道幅が狭くなり、歩道、カーブレールもなくなっている。		米子市)外側線設置	●
121	河崎小学校	交差点手前で遅延やかにカーブしており、歩道は狭い。		米子市)減速ライン	●
122	河崎小学校	直線道路でスピードが出やすい。要スピード抑制ライン。		米子市)通学路路面標示	●
123	河崎小学校	車のスピード速く、交通量多く、幅員狭い。		米子市)外側線設置	●
124	河崎小学校	横断歩道がない。		警察)横断歩道設置困難	●
184	河崎小学校	路側帯が狭く、歩道がない箇所がある。		鳥取県)側溝整備	●
255	加茂中学校	路側に電柱がある。登校時交通量が多い。		米子市)外側線設置	●
256	加茂中学校	幅員が狭くなっている。		米子市)交通安全指導で対応をお願いしたい。	●
257	加茂中学校	横に水路があり、幅員が狭く、歩道がない箇所がある。		米子市)交通安全指導で対応をお願いしたい。	●
273	加茂中学校	路側帯が狭く、歩道がない箇所がある。		鳥取県)路肩カラー舗装 鳥取県)県道拡張及びバイパス工事(新橋面三脚中央線)要路中、歩道を整備し通学路として使用する。	●
316	加茂中学校	踏切前に遮断機なし。		米子市)交通安全指導で対応をお願いしたい。	●
317	加茂中学校	送迎車が狭くカーブのため危険。車の見通し悪く危険。		米子市)交通安全指導で対応をお願いしたい。	●
348	加茂中学校	車が混み合っているときに横断する際、見通し悪く危険。		警察)横断歩道設置	●

平成27年度 通学路安全点検危険箇所における安全対策一覧表 (R3.7時点)

箇所図番号	学校名	通学路の状況・危険の内容	実施内容	実施主体等・対策内容	学校による対策
360	加茂小学校	横断歩道と外側線がなく、道路幅員が狭い。		警察)横断歩道設置 鳥取県)路肩カラー舗装除去 米子市)東側外側線復旧	●
361	河崎小学校	防護柵のない箇所が歩道下防止の危険がある。		米子市)落下防止措置	●
362	河崎小学校	車のすれ違いが多いが歩道がない。歩道は車道と併走している。歩道が狭い。		米子市)路肩カラー舗装は車道と併走している。歩道が狭い。	●
382	加茂中学校	車道狭く交通量多いが歩道がない区間あり危険。防護柵や注意喚起標示が必要。		米子市)幅員狭く防護柵設置	●

平成28年度 通学路安全点検危険箇所における安全対策一覧表 (R3.7時点)

箇所図番号	学校名	通学路の状況・危険の内容	実施内容	実施主体等・対策内容	学校による対策
396	加茂小学校	車道と路側帯の区別が不明瞭で、歩道の幅員が狭い。歩道が狭い。歩道が狭い。歩道が狭い。		米子市)幅員狭く防護柵設置 警察)交通安全指導による歩道の除雪	●
397	加茂小学校	幅員狭く外側線もなく、児童が車道に侵入する危険がある。		米子市)幅員狭く防護柵設置 警察)交通安全指導による歩道の除雪	●

平成29年度 通学路安全点検危険箇所における安全対策一覧表 (R3.7時点)

箇所図番号	学校名	通学路の状況・危険の内容	実施内容	実施主体等・対策内容	学校による対策
430	河崎小学校	横断歩道に路肩を越えて歩道を歩かせる危険がある。		米子市)交通安全指導による歩道の除雪	●
466	加茂中学校	交通量が多いため、歩道が狭い。歩道が狭い。歩道が狭い。		米子市)外側線設置困難 米子市)路肩カラー舗装 警察)30キロ速度規制	●
467	加茂中学校	交通量が多い交差点で、歩道が狭い。歩道が狭い。歩道が狭い。		鳥取県)路側帯による歩道の除雪	●
468	加茂中学校	歩道でも交通量が多く歩道が狭い。歩道が狭い。歩道が狭い。		米子市)交通安全指導による歩道の除雪 警察)歩道の状況を見ながら30キロ速度規制を指導	●

平成30年度 通学路安全点検危険箇所における安全対策一覧表 (R3.7時点)

箇所図番号	学校名	通学路の状況・危険の内容	実施内容	実施主体等・対策内容	学校による対策
495	加茂中学校	照明灯がなく日が暮れると暗くて危険。		米子市)一部区間に照明灯設置、道路照明設置基準に該当しないため設置困難	●

令和元年度 通学路安全点検危険箇所における安全対策一覧表 (R3.7時点)

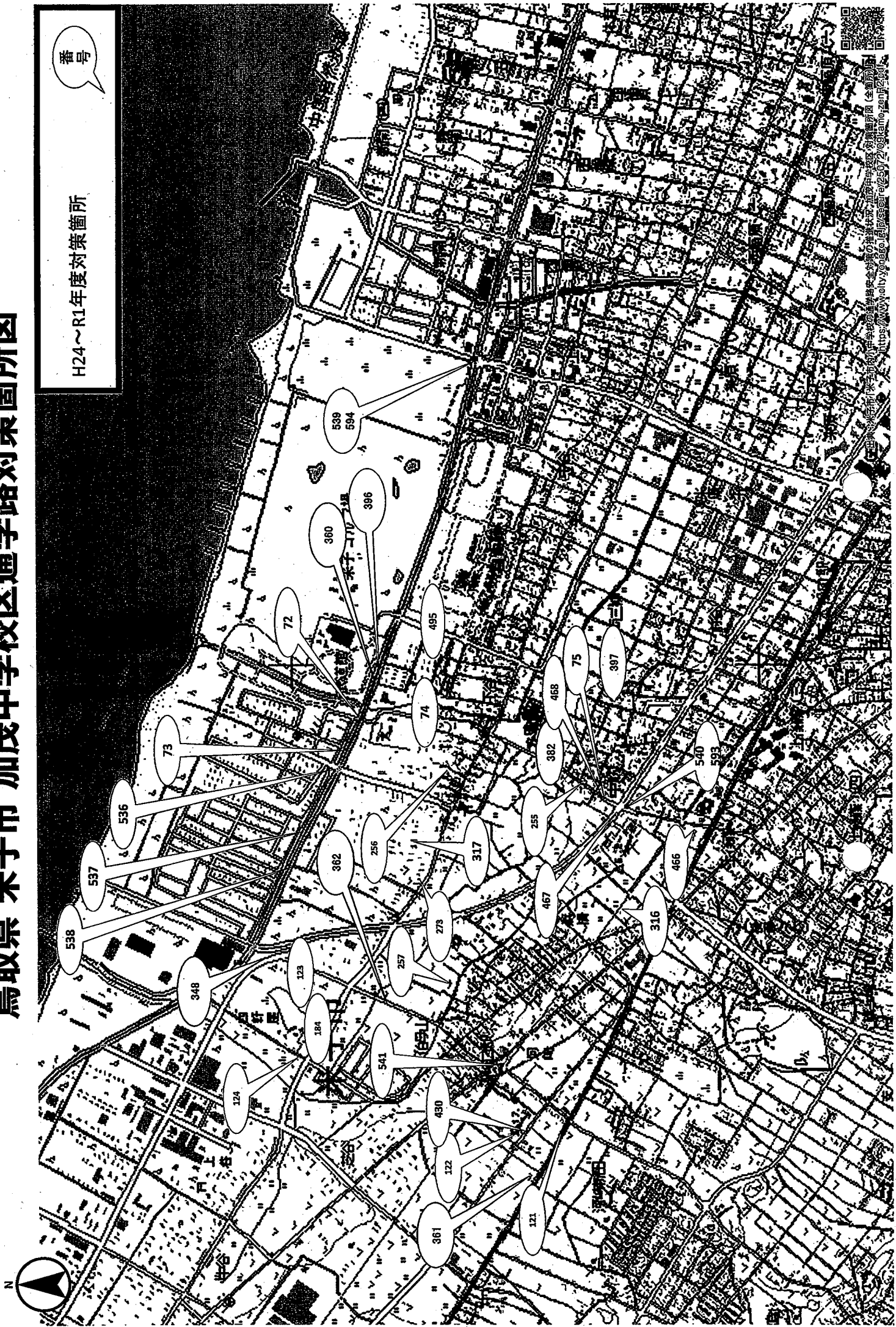
箇所図番号	学校名	通学路の状況・危険の内容	実施内容	実施主体等・対策内容	学校による対策
536	加茂小学校	交通量が多く、431号線から左折してくる車は、地下道に歩道を遮られ、横断中の歩行者を認識しにくい。		鳥取県)路面標示等設置困難	●
537	加茂小学校	店舗への車両の出入りがある。交通量が多く、431号線から左折してくる車は、地下道に歩道を遮られ、横断中の歩行者を認識しにくい。		鳥取県)路面標示等設置困難	●
538	加茂小学校	交通量が多く、431号線から左折してくる車は、地下道に歩道を遮られ、横断中の歩行者を認識しにくい。		鳥取県)路面標示等設置困難	●
539 (594)	加茂小学校	594番と同じ内容			●
540 (593)	加茂小学校	593番と同じ内容			●
541	河崎小学校	右側歩道を越えた後、狭い道を左側通行に誘導する。横断歩道がない交差点の多い箇所を横断し、見通しが悪い交差点で信号を待つ場所がある。		警察)信号機設置場所確保できず歩道設置困難	●
598	加茂中学校	以前、下校中横断歩道から来た自動車や、西日の関係で、横断歩道を通過していた自動車が見えなかった。歩道が狭い。		鳥取県)歩道橋設置、片側2車線の交通量が多い交差点であるが、見通し良く歩道設置困難	●
594	加茂中学校	西向き方面より、自転車で歩道を通行している歩行者が、横断歩道を渡る際に、横断歩道を歩行者の通行を妨げるため、横断歩道を遮る。		鳥取県)歩道橋設置、片側2車線の交通量が多い交差点であるが、見通し良く歩道設置困難	●

出典：米子市「米子市内小中学校の通学路安全対策の推進状況 加茂中学校区 安全対策一覧表」  
<https://www.city.yonagoi.lg.jp/secure/25072/09kanno-itiranR2.pdf>  
 チラシ裏面に箇所図番号を記載した地図がございます。補正につきましては裏面をご覧ください。

# 鳥取県 米子市 加茂中学校区通学区対策箇所図

番号

H24～R1年度対策箇所



# はばたけとら!

## 米子市内小中学校の通学路安全対策の推進状況

### 加茂中学校区 [加茂小学校、河崎小学校、加茂中学校]

鳥取県は米子市と共同で、通学路の安全点検をおして学校から寄せられた通学路の危険箇所について、「米子市通学路交通安全プログラム」により関係機関が連携し安全対策を推進しています。平成24年度から令和2年度までに把握された危険箇所について、令和3年7月時点の取り組み内容

を中学校区ごとの安全対策一覧表及び対策箇所図として掲載いたします。なお、通学する児童生徒にとっての危険な場所や状況は道路事情などで変わることから、新たな危険箇所に関する情報は、児童生徒の通う学校へお寄せください。

平成24年度～26年度 緊急通学路安全点検危険箇所における安全対策一覧表 (R3.7時点)

箇所図番号	学校名	通学路の状況・危険の内容	道路管理者・警察による対策		学校による対策	
			実施済	予定	実施済	予定
72	加茂小学校	車の後近が確認にくい。	●		●	
73	加茂小学校	通学路と店舗等に出入りの車が直交する危険。掲載で低学年が確認しづらい。	●		●	
74	加茂小学校	職員が狭く交通量が多い。保育園の送迎に危険な状況。	●		●	
75	加茂小学校	産業道路に向けて道路がせまくなり、歩道、ガードレールもなく、歩道が狭い。	●		●	
121	河崎小学校	交差点手前で線やカーブが交差する危険。	●		●	
122	河崎小学校	道路幅が狭く、歩道が狭い。歩道が狭い。	●		●	
123	河崎小学校	車のスピード遅く、交通量多く、歩道が狭い。	●		●	
124	河崎小学校	横断歩道がない。	●		●	
184	河崎小学校	歩道が狭く、歩道がない。歩道が狭い。	●		●	
255	加茂中学校	路肩に電柱がある。歩道が狭い。	●		●	
256	加茂中学校	職員が狭くなっている。	●		●	
257	加茂中学校	横に水路があり、職員が狭く、歩道が狭い。	●		●	
273	加茂中学校	歩道が狭く、歩道がない。歩道が狭い。	●		●	
316	加茂中学校	歩道が狭く、歩道がない。歩道が狭い。	●		●	
317	加茂中学校	歩道が狭く、歩道がない。歩道が狭い。	●		●	
348	加茂中学校	車が歩み合っているときに横断歩道を直進し、歩道が狭い。	●		●	

平成27年度 通学路安全点検危険箇所における安全対策一覧表 (R3.7時点)

箇所図番号	学校名	通学路の状況・危険の内容	道路管理者・警察による対策		学校による対策	
			実施済	予定	実施済	予定
360	加茂小学校	横断歩道と外側線が近く、道路幅が狭い。	●		●	
361	河崎小学校	防犯灯がない。歩道が狭い。歩道が狭い。	●		●	
362	河崎小学校	車のすれ違いが多い。歩道が狭い。歩道が狭い。	●		●	
362	加茂中学校	歩道が狭く、交通量が多い。歩道が狭い。歩道が狭い。	●		●	

平成28年度 通学路安全点検危険箇所における安全対策一覧表 (R3.7時点)

箇所図番号	学校名	通学路の状況・危険の内容	道路管理者・警察による対策		学校による対策	
			実施済	予定	実施済	予定
396	加茂小学校	車道と歩道の区別がない。児童の歩道を歩道と区別がない。歩道が狭い。歩道が狭い。	●		●	
397	加茂小学校	歩道が狭く、交通量が多い。歩道が狭い。歩道が狭い。	●		●	

平成29年度 通学路安全点検危険箇所における安全対策一覧表 (R3.7時点)

箇所図番号	学校名	通学路の状況・危険の内容	道路管理者・警察による対策		学校による対策	
			実施済	予定	実施済	予定
400	河崎小学校	横断歩道と歩道の区別がない。歩道が狭い。歩道が狭い。	●		●	
466	加茂中学校	歩道が狭く、交通量が多い。歩道が狭い。歩道が狭い。	●		●	
467	加茂中学校	歩道が狭く、交通量が多い。歩道が狭い。歩道が狭い。	●		●	
468	加茂中学校	歩道が狭く、交通量が多い。歩道が狭い。歩道が狭い。	●		●	

平成30年度 通学路安全点検危険箇所における安全対策一覧表 (R3.7時点)

箇所図番号	学校名	通学路の状況・危険の内容	道路管理者・警察による対策		学校による対策	
			実施済	予定	実施済	予定
495	加茂中学校	照明灯がない。歩道が狭い。歩道が狭い。	●		●	

令和元年度 通学路安全点検危険箇所における安全対策一覧表 (R3.7時点)

箇所図番号	学校名	通学路の状況・危険の内容	道路管理者・警察による対策		学校による対策	
			実施済	予定	実施済	予定
536	加茂小学校	交通量が多く、431号線から左折してくる車が、地下道に歩行者を遮り、横断中の歩行者を知らずに、歩道が狭い。	●		●	
537	加茂小学校	店舗への車の出入りがある。交通量が多く、431号線から左折してくる車が、地下道に歩行者を遮り、横断中の歩行者を知らずに、歩道が狭い。	●		●	
538	加茂小学校	歩道が狭く、交通量が多い。歩道が狭い。歩道が狭い。	●		●	
539	加茂小学校	歩道が狭く、交通量が多い。歩道が狭い。歩道が狭い。	●		●	
540	加茂小学校	歩道が狭く、交通量が多い。歩道が狭い。歩道が狭い。	●		●	
541	河崎小学校	横断歩道と歩道の区別がない。歩道が狭い。歩道が狭い。	●		●	
583	加茂中学校	歩道が狭く、交通量が多い。歩道が狭い。歩道が狭い。	●		●	
584	加茂中学校	歩道が狭く、交通量が多い。歩道が狭い。歩道が狭い。	●		●	

出典：米子市「米子市内小中学校の通学路安全対策の推進状況 加茂中学校区 安全対策一覧表」  
https://www.city.yonagoi.lg.jp/secure/25072/09kamo-itiranR2.pdf

チラシ裏面に箇所図番号を記載した地図がござります。地図につきましても裏面をご確認ください。

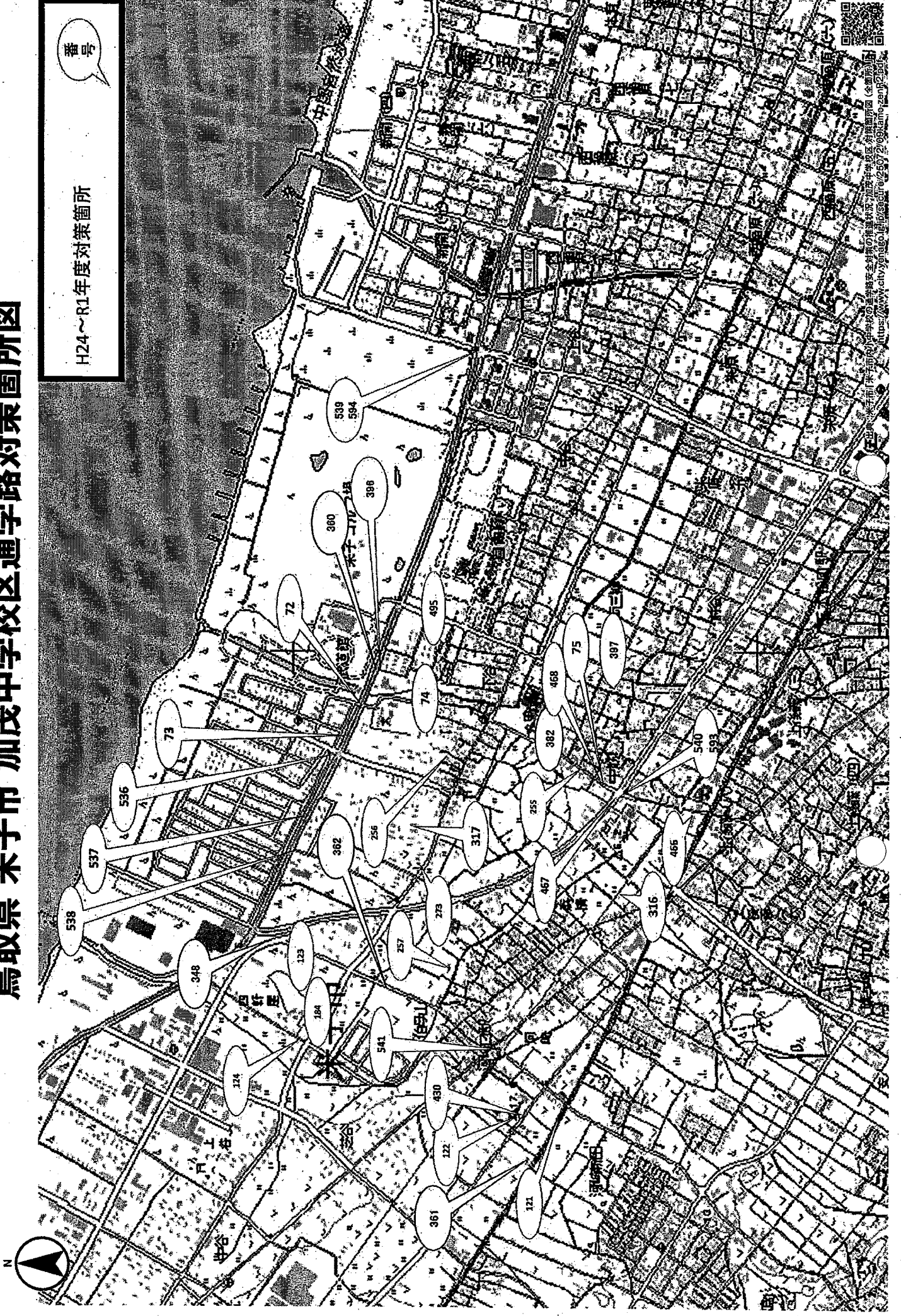
### お問合わせ

鳥取県議会議員 内田たかつぐ 目 宅/米子市八幡662-2 ■ 事務所/米子市西三柳2485 Tel:0859-57-8882

# 鳥取県 米子市 加茂中学校区通学路対策箇所図

H24～R1年度対策箇所

番号



鳥取県教育委員会 加茂中学校区通学路対策箇所図 (全圖)  
URL: <https://www.city.yamanashi.lg.jp/education/597/2/0901a1m02e01f20d01>

# 米子市内小中学校の通学路安全対策の推進状況

鳥取県は米子市と共同で、通学路の安全点検をおして学校から寄せられた通学路の危険箇所について、「米子市通学路交通安全プログラム」により関係機関が連携し安全対策を推進しています。平成24年度から令和2年度までに把握された危険箇所について、令和3年7月時点の取り組み内容

鳥取県は米子市と共同で、通学路の安全点検をおして学校から寄せられた通学路の危険箇所について、「米子市通学路交通安全プログラム」により関係機関が連携し安全対策を推進しています。平成24年度から令和2年度までに把握された危険箇所について、令和3年7月時点の取り組み内容

平成27年度 緊急通学路安全点検危険箇所における安全対策一覧表 (R3.7時点)

箇所 図番 番号	通学路の状況・危険の内容	道路管理者・警察による対策		学校による対策	
		実施 施設 措置	実施 施設 措置	実施 施設 措置	実施 施設 措置
356 明道小学校	側溝・歩道の陥穽の恐れがある危険。	●	米子市)防護柵設置済	●	●
358 就研小学校	車と歩行者の衝突の恐れも見通し が悪く危険。	●	米子市)道路除雪 警察)パトロール交通安全啓発	●	●
359 就研小学校	歩道のない区間があり危険。歩道 設置には掘削カマフラ掘削が必要。	●	米子市)道路除雪 警察)パトロール交通安全啓発	●	●
381 湊山中学校	道路に入る車の通行風 が激しく見通し悪く危険。 歩道の陥穽が大型危険。	●	警察)米子市)道路除雪及びパトロール 自衛隊を呼び寄せ下校時 で対応している。	●	●

平成28年度 緊急通学路安全点検危険箇所における安全対策一覧表 (R3.7時点)

箇所 図番 番号	通学路の状況・危険の内容	道路管理者・警察による対策		学校による対策	
		実施 施設 措置	実施 施設 措置	実施 施設 措置	実施 施設 措置
390 明道小学校	歩行者用信号機がなく設置して いる。待機場所には待機があり 見通しが悪く危険。米子市)通学 路に歩行者用信号機を設置し 待機場所を拡大し見通しを 確保する。	●	警察)歩行者用信号機設置場所 危険箇所 米子市)通学路に歩行者用 信号機を設置する。	●	●

平成29年度 緊急通学路安全点検危険箇所における安全対策一覧表 (R3.7時点)

箇所 図番 番号	通学路の状況・危険の内容	道路管理者・警察による対策		学校による対策	
		実施 施設 措置	実施 施設 措置	実施 施設 措置	実施 施設 措置
414 明道小学校	通学・通勤時間帯は中学生、高 校生に自転車を乗せた通学が多 く、スピードを出して歩行者と 衝突する危険がある。	●	警察)歩行者用信号機設置困難	●	●
415 明道小学校	学校前交差点から学校前まで 道路の幅が狭く歩道にた まり、登校時に歩行者と衝突 する危険がある。米子市)歩 道に歩行者用信号機を設置し 待機場所を拡大し見通しを 確保する。	●	警察)歩行者用信号機設置困難	●	●
417 就研小学校	歩道の陥穽が危険。歩 道設置または掘削カマフラ掘削が 必要。	●	米子市)道路管理者による歩 道設置困難	●	●
418 就研小学校	米子市)通学路の陥穽は歩道 が狭く歩行者と衝突する危険 がある。米子市)掘削カマフラ掘 削が必要。米子市)パトロール による交通安全啓発	●	米子市)道路管理者による歩 道設置困難 米子市)掘削カマフラ掘削 警察)パトロールによる交通安全啓発	●	●
419 就研小学校	道路周辺の側溝に車がはねた危険。 歩道設置困難	●	米子市)道路管理者による歩 道設置困難	●	●
468 湊山中学校	見通しが悪く右からくる車等とぶ つかりやすくなる。	●	警察)警察による一時停止 線設置 米子市)一時停止線を設置及 び柵設置	●	●
469 湊山中学校	歩道と防護柵があるが、見通しが わるく危険。	●	警察)警察による一時停止 線設置 米子市)カーミラー設置困難	●	●

平成30年度 緊急通学路安全点検危険箇所における安全対策一覧表 (R3.7時点)

箇所 図番 番号	通学路の状況・危険の内容	道路管理者・警察による対策		学校による対策	
		実施 施設 措置	実施 施設 措置	実施 施設 措置	実施 施設 措置
460 湊山中学校	車道・歩道ともに狭く照明がない ため、歩行者は車の対面から突 き出た危険がある。米子市)歩 道に歩行者用信号機を設置し 待機場所を拡大し見通しを 確保する。	●	米子市)道路管理者による歩道 設置困難 米子市)歩道に歩行者用信号機 を設置し待機場所を拡大し見 通しを確保する。	●	●
461 湊山中学校	側溝・歩道の陥穽が危険。歩 道設置には掘削カマフラ掘削 が必要。	●	米子市)道路管理者による歩道 設置困難	●	●

令和元年度 緊急通学路安全点検危険箇所における安全対策一覧表 (R3.7時点)

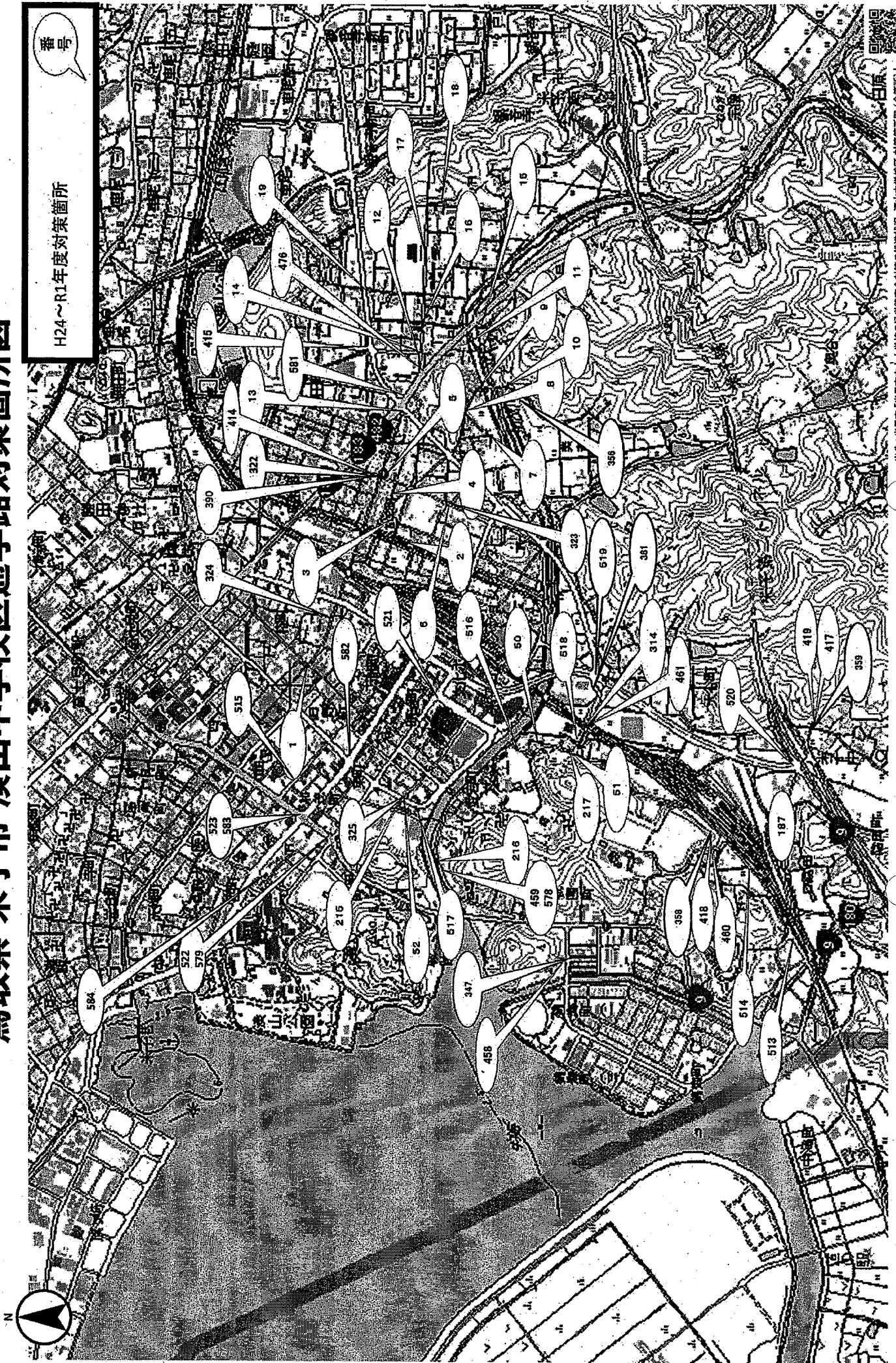
箇所 図番 番号	通学路の状況・危険の内容	道路管理者・警察による対策		学校による対策	
		実施 施設 措置	実施 施設 措置	実施 施設 措置	実施 施設 措置
513 就研小学校	歩道の「止まれ」マークの一部が 消えていて、車が一時停止をせ ずに飛び出して来る危険がある。	●	警察)一時停止表示板復旧	●	●
514 就研小学校	歩道がなく歩行者が、車が勢 よく走行している危険。	●	警察)30キロ区域歩道区間 米子市)山側に外側線及びビ ューネットを設置を検討	●	●
515 就研小学校	歩道で見通しが悪い。夜間以外 は車の往来が多い。見通しが 悪く危険。米子市)歩道に歩 行者用信号機を設置し待機場所 を拡大し見通しを確保する。	●	米子市)歩道に歩行者用信号機 を設置し待機場所を拡大し見 通しを確保する。	●	●
516 就研小学校	歩道と歩行者用信号機がはみ出し で大規模な危険を及ぼしている。 米子市)歩道に歩行者用信号機 を設置し待機場所を拡大し見 通しを確保する。	●	米子市)大規模改修工事時の通学路 を確保する。	●	●

を中学校区ごとの安全対策一覧表及び対策箇所図として掲載  
いたします。(紙面の都合上、平成27年度以降の情報を掲載  
してあります。)なお、通学する児童生徒にとっての危険な  
場所や状況は道路事情などで変わることから、新たな危険  
箇所に関する情報は、児童生徒の通う学校へお寄せください。

517 就研小学校	止まれ標が植栽により見え にくい箇所がある。 米子市)ドライバーへ横断歩道 手前での一時停止と安全確認 を啓発	●	米子市)ドライバーへ横断歩道 手前での一時停止と安全確認 を啓発	●	●
518 就研小学校	歩道の陥穽が危険。歩道 設置には掘削カマフラ掘削が 必要。	●	米子市)歩道に歩行者用信号機 を設置し待機場所を拡大し見 通しを確保する。	●	●
519 湊山中学校	594番と同じ内容	●	米子市)歩道に歩行者用信号機 を設置し待機場所を拡大し見 通しを確保する。	●	●
520 就研小学校	細い道路に勢いよく車が入って くる危険。道路がらが所 に落ちる危険がある。	●	鳥取県)待機場所に防護柵設 置を検討	●	●
521 就研小学校	商店街に入る側、歩行者が 多く通るので危険。歩行者が 多く、車が交差点付近によく停 まると注意が必要。	●	米子市)防護柵を設置	●	●
522 湊山中学校	579番と同じ内容	●	米子市)歩道に歩行者用信号機 を設置し待機場所を拡大し見 通しを確保する。	●	●
523 湊山中学校	583番と同じ内容	●	米子市)歩道に歩行者用信号機 を設置し待機場所を拡大し見 通しを確保する。	●	●
579 湊山中学校	通学路の陥穽に傾斜の危険性の ある箇所がある。	●	米子市)住宅改築対策 防護柵設置検討	●	●
580 湊山中学校	待機場所があるが交通量多い。 歩道設置困難	●	鳥取県)歩行者用信号機を撤去し 防護柵を検討 鳥取県)一部箇所には柵設置 を検討	●	●
581 湊山中学校	待機場所があるが交通量多い。地 下道人口が急増中。自動車の 視界の妨げになる。	●	鳥取県)歩行者用信号機を撤去し 防護柵を検討 鳥取県)一部箇所には柵設置 を検討	●	●
582 湊山中学校	待機場所があるが交通量が多い 交差点。	●	鳥取県)防護柵設置を検討	●	●
583 湊山中学校	待機場所に柵があるが交通量が多い 交差点。	●	国交省)柵撤去し視界改 善及び防護柵設置を検討	●	●
584 湊山中学校	待機場所に柵があるが交通量が多い 交差点。歩道に歩行者用信号機 を設置し待機場所を拡大し見 通しを確保する。	●	鳥取県)防護柵設置を検討	●	●

出典：米子市「米子市内小中学校の通学路安全対策の推進状況」湊山中学校区 安全対策一覧表  
https://www.city.yonagoi.jp/secure/25072/04mineto-iran2.pdf  
チラシ裏面に箇所図番番号を記載した地図がございます。場所につきましては裏面をご覧ください。

# 鳥取県 米子市 湊山中学校校区通学路対策箇所図







鳥取県議会議員  
鳥取県議会議員  
鳥取県議会議員

鳥取県議会議員  
鳥取県議会議員  
鳥取県議会議員

鳥取県議会議員  
鳥取県議会議員  
鳥取県議会議員

鳥取県議会議員  
鳥取県議会議員  
鳥取県議会議員

鳥取県議会議員  
鳥取県議会議員  
鳥取県議会議員

鳥取県議会議員  
鳥取県議会議員  
鳥取県議会議員

鳥取県議会議員  
鳥取県議会議員  
鳥取県議会議員

鳥取県議会議員  
鳥取県議会議員  
鳥取県議会議員

鳥取県議会議員  
鳥取県議会議員  
鳥取県議会議員

鳥取県議会議員  
鳥取県議会議員  
鳥取県議会議員

鳥取県議会議員  
鳥取県議会議員  
鳥取県議会議員

# 米子市内小中学校の通学路安全対策の推進状況

## 東山中学校区 [ 啓成小学校、車尾小学校、東山中学校 ]

平成27年度 通学路安全点検危険箇所における安全対策一覧表 (R3.7時点)

箇所 図番 番号	学校名	通学路の状況、危険の内容	道路管理者・警察による対策 実施済	学校による対策 実施済	指交 立ち 審 議
366	啓成小学校	踏切部分の道幅が狭く、車や自転車の通りにくい。踏切の出入口も狭い。	米子市) 踏切幅、歩道設置		
376	東山中学校	道路沿いに家はあるが階級の差があり、歩行者が通行しにくい。	米子市) 街灯設置		
377	東山中学校	街灯が少なく暗いので街灯を設置してほしい。	米子市) 防犯灯設置を地元自治会へ依頼していただく。		
378	東山中学校	街灯が少なく暗いので街灯を設置してほしい。	鳥取県) 防犯灯設置を地元自治会へ依頼していただく。		
379	東山中学校	街灯が少なく暗いので街灯を設置してほしい。	米子市) 道路照明設置		

平成28年度 通学路安全点検危険箇所における安全対策一覧表 (R3.7時点)

箇所 図番 番号	学校名	通学路の状況、危険の内容	道路管理者・警察による対策 実施済	学校による対策 実施済	指交 立ち 審 議
391	車尾小学校	朝の交通量が多く歩行者と車の接触が危険。踏切付近に歩行者の通行が危険。	米子市) 踏切幅、歩道設置		
392	車尾小学校	踏切の出入り口と通学路が接近しており、見通しも悪いため、踏切歩道を設置してほしい。	米子市) 踏切幅、歩道設置		
405	東山中学校	交差点の見通しが悪く危険なため、カーミラを設置してほしい。	米子市) 視界は確保でき、カーミラ設置		
406	東山中学校	歩道上に電線があり歩行者の通行が危険。街灯をLED化して明るくしてほしい。踏切付近の排水で暗い。	米子市) 踏切の電線と踏切のLED化 米子市) 踏切照明あり周辺環境整備で対応、排水対策		

平成29年度 通学路安全点検危険箇所における安全対策一覧表 (R3.7時点)

箇所 図番 番号	学校名	通学路の状況、危険の内容	道路管理者・警察による対策 実施済	学校による対策 実施済	指交 立ち 審 議
420	車尾小学校	番号のない交差点が2カ所あり、山陰道からつながっており、歩行者を出した車が通ることが多い。	警察) 警察による対策は困難		
421	車尾小学校	新設されたリニアの踏切部分、出入口の歩道が狭く、歩行者の通行が危険。	警察) 歩道幅を拡充		

平成30年度 通学路安全点検危険箇所における安全対策一覧表 (R3.7時点)

箇所 図番 番号	学校名	通学路の状況、危険の内容	道路管理者・警察による対策 実施済	学校による対策 実施済	指交 立ち 審 議
422	車尾小学校	道路が狭いのに加え、積雪時には凍りやすくなり、車が通行しにくい。凍りやすくなる。凍りやすくなる。凍りやすくなる。	米子市) 道路管理者による積雪の除雪は困難 警察) 凍結防止剤撒布 米子市) 凍結防止剤撒布		
423	車尾小学校	国道9号線沿いの歩道が狭い。歩道幅を拡充してほしい。	米子市) 歩道幅を拡充		
424	車尾小学校	米子市) 歩道幅を拡充	米子市) 歩道幅を拡充		
425	車尾小学校	米子市) 歩道幅を拡充	米子市) 歩道幅を拡充		
451	東山中学校	米子市) 交差点には歩道が狭く、歩行者の通行が危険。	米子市) 交差点には歩道が狭く、歩行者の通行が危険。		
452	東山中学校	米子市) 交差点には歩道が狭く、歩行者の通行が危険。	米子市) 交差点には歩道が狭く、歩行者の通行が危険。		
463	東山中学校	米子市) 交差点には歩道が狭く、歩行者の通行が危険。	米子市) 交差点には歩道が狭く、歩行者の通行が危険。		
464	東山中学校	米子市) 交差点には歩道が狭く、歩行者の通行が危険。	米子市) 交差点には歩道が狭く、歩行者の通行が危険。		

令和2年度 通学路安全点検危険箇所における安全対策一覧表 (R3.7時点)

箇所 図番 番号	学校名	通学路の状況、危険の内容	道路管理者・警察による対策 実施済	学校による対策 実施済	指交 立ち 審 議
510	啓成小学校	狭い道幅ですが、車が頻りに通る。歩行者の通行が危険。	米子市) 安全協会の看板設置、修復を依頼していただく。		
511	啓成小学校	歩道幅が狭い。歩道幅を拡充してほしい。	米子市) 歩道幅を拡充		
512	啓成小学校	歩道幅が狭い。歩道幅を拡充してほしい。	米子市) 歩道幅を拡充		
524	車尾小学校	歩道幅が狭い。歩道幅を拡充してほしい。	米子市) 歩道幅を拡充		
525	車尾小学校	歩道幅が狭い。歩道幅を拡充してほしい。	米子市) 歩道幅を拡充		
526	車尾小学校	歩道幅が狭い。歩道幅を拡充してほしい。	米子市) 歩道幅を拡充		
527	車尾小学校	歩道幅が狭い。歩道幅を拡充してほしい。	米子市) 歩道幅を拡充		
528	車尾小学校	歩道幅が狭い。歩道幅を拡充してほしい。	米子市) 歩道幅を拡充		
529	車尾小学校	歩道幅が狭い。歩道幅を拡充してほしい。	米子市) 歩道幅を拡充		
530	車尾小学校	歩道幅が狭い。歩道幅を拡充してほしい。	米子市) 歩道幅を拡充		

令和3年度 通学路安全点検危険箇所における安全対策一覧表 (R3.7時点)

箇所 図番 番号	学校名	通学路の状況、危険の内容	道路管理者・警察による対策 実施済	学校による対策 実施済	指交 立ち 審 議
599	啓成小学校	歩道幅が狭い。歩道幅を拡充してほしい。	米子市) 歩道幅を拡充		
600	啓成小学校	歩道幅が狭い。歩道幅を拡充してほしい。	米子市) 歩道幅を拡充		

鳥取県は米子市と共同で、通学路の安全点検をおこなって、米子市通学路から寄せられた通学路の危険な箇所について、「米子市通学路交通安全プログラム」により関係機関が連携し安全対策を推進しています。平成24年度から令和2年度までに把握された危険箇所について、令和3年7月時点の取り組み内容を掲載いたします。

令和2年度 通学路安全点検危険箇所における安全対策一覧表 (R3.7時点)

箇所 図番 番号	学校名	通学路の状況、危険の内容	道路管理者・警察による対策 実施済	学校による対策 実施済	指交 立ち 審 議
510	啓成小学校	狭い道幅ですが、車が頻りに通る。歩行者の通行が危険。	米子市) 安全協会の看板設置、修復を依頼していただく。		
511	啓成小学校	歩道幅が狭い。歩道幅を拡充してほしい。	米子市) 歩道幅を拡充		
512	啓成小学校	歩道幅が狭い。歩道幅を拡充してほしい。	米子市) 歩道幅を拡充		
524	車尾小学校	歩道幅が狭い。歩道幅を拡充してほしい。	米子市) 歩道幅を拡充		
525	車尾小学校	歩道幅が狭い。歩道幅を拡充してほしい。	米子市) 歩道幅を拡充		
526	車尾小学校	歩道幅が狭い。歩道幅を拡充してほしい。	米子市) 歩道幅を拡充		
527	車尾小学校	歩道幅が狭い。歩道幅を拡充してほしい。	米子市) 歩道幅を拡充		
528	車尾小学校	歩道幅が狭い。歩道幅を拡充してほしい。	米子市) 歩道幅を拡充		
529	車尾小学校	歩道幅が狭い。歩道幅を拡充してほしい。	米子市) 歩道幅を拡充		
530	車尾小学校	歩道幅が狭い。歩道幅を拡充してほしい。	米子市) 歩道幅を拡充		

令和2年度 通学路安全点検危険箇所における安全対策一覧表 (R3.7時点)

箇所 図番 番号	学校名	通学路の状況、危険の内容	道路管理者・警察による対策 実施済	学校による対策 実施済	指交 立ち 審 議
599	啓成小学校	歩道幅が狭い。歩道幅を拡充してほしい。	米子市) 歩道幅を拡充		
600	啓成小学校	歩道幅が狭い。歩道幅を拡充してほしい。	米子市) 歩道幅を拡充		

令和2年度 通学路安全点検危険箇所における安全対策一覧表 (R3.7時点)

箇所 図番 番号	学校名	通学路の状況、危険の内容	道路管理者・警察による対策 実施済	学校による対策 実施済	指交 立ち 審 議
599	啓成小学校	歩道幅が狭い。歩道幅を拡充してほしい。	米子市) 歩道幅を拡充		
600	啓成小学校	歩道幅が狭い。歩道幅を拡充してほしい。	米子市) 歩道幅を拡充		

# 鳥取県 米子市 東山中学校区通学路対策箇所図



番号

H24～R1年度対策箇所





鳥取県議会議員  
内田たかつぐ  
県議会報告

The active report of Tottori member of the prefectural assembly Naotada Uchida

# 2022 March vol.10

## 米子市内小中学校の通学路安全対策の推進状況 後藤ヶ丘中学校区

〔義方小学校、住吉小学校、後藤ヶ丘中学校〕

鳥取県は米子市と共同で、通学路の安全点検をおこなって学校から寄せられた通学路の危険な箇所について、「米子市通学路交通安全プログラム」により関係機関が連携し安全対策を推進しています。平成24年度から令和2年度までに把握された危険箇所について、令和3年7月時点の取り組み内容を

を中学校区ごとの安全対策一覧表及び対策箇所図として掲載いたします。(紙面の都合上、平成27年度以降の情報を掲載してまいります。)なお、通学する児童生徒にとつての危険な場所や状況は道路事情などで変わることから、新たな危険箇所に関する情報は、児童生徒の通う学校へお寄せください。

平成27年度 緊急通学路安全点検危険箇所における安全対策一覧表 (R3.7時点)

箇所図番号	学校名	通学路の状況・危険の内容	道路管理者・警察による対策		学校による対策	
			実施済	予定	実施済	予定
357	義方小学校	車がよどみ通り幅が狭く危険なため、側溝に蓋が必要。	米子市)側溝蓋設置			

平成29年度 緊急通学路安全点検危険箇所における安全対策一覧表 (R3.7時点)

箇所図番号	学校名	通学路の状況・危険の内容	道路管理者・警察による対策		学校による対策	
			実施済	予定	実施済	予定
416	義方小学校	積雪時に歩道が凍り危険なため、歩道の除雪が必要。	米子市)道路管理者による歩道の除雪は困難 米子市)外側除雪機設置			
431	住吉小学校	外環線と内環線の横け道として、車道が狭く車のすれ違いができており、歩道では歩道がなくなり危険な状況がある。歩行者は車とすれ違いが難しく危険。	米子市)歩道整備困難 警察)横断歩道予告マーク後復旧 米子市)横断歩道の刈込み済 米子市)通学路変更を検討している。			

令和2年度 緊急通学路安全点検危険箇所における安全対策一覧表 (R3.7時点)

箇所図番号	学校名	通学路の状況・危険の内容	道路管理者・警察による対策		学校による対策	
			実施済	予定	実施済	予定
542	住吉小学校	歩道が狭く(車でのすれ違いができていない)、見通しも悪いI字路、そこに横断歩道がある。	米子市)道路幅は困難 警察)歩道整備困難 米子市)市道交差部三脚線通過により交通量分散 警察)横断歩道修復済			
543	住吉小学校	道幅が狭く(車でのすれ違いができていない)、見通しも悪いI字路、車(1台分の横断歩道)が狭い。	米子市)交差点見直し支援 警察)横断歩道修復済			
544	住吉小学校	歩道も狭く、道幅が非常に狭い、自転車の交通量も多く危険である。	米子市)外側線修復予定			

平成30年度 緊急通学路安全点検危険箇所における安全対策一覧表 (R3.7時点)

箇所図番号	学校名	通学路の状況・危険の内容	道路管理者・警察による対策		学校による対策	
			実施済	予定	実施済	予定
477	住吉小学校	歩道は不規則な歩道に歩道幅が狭く、歩道が凍り危険なため、歩道の凍り防止が必要。また、歩道が凍り危険なため、歩道の凍り防止が必要。また、歩道が凍り危険なため、歩道の凍り防止が必要。	米子市)歩道幅は地元の要望が必須だが、現状から歩道が凍り危険なため、歩道の凍り防止が必要。また、歩道が凍り危険なため、歩道の凍り防止が必要。			
478	住吉小学校	477番と同様に道幅が狭く見通しも悪いI字路、歩道が凍り危険なため、歩道の凍り防止が必要。	米子市)道路幅は地元の要望が必須だが、現状から歩道が凍り危険なため、歩道の凍り防止が必要。また、歩道が凍り危険なため、歩道の凍り防止が必要。			

令和5年度 緊急通学路安全点検危険箇所における安全対策一覧表 (R3.7時点)

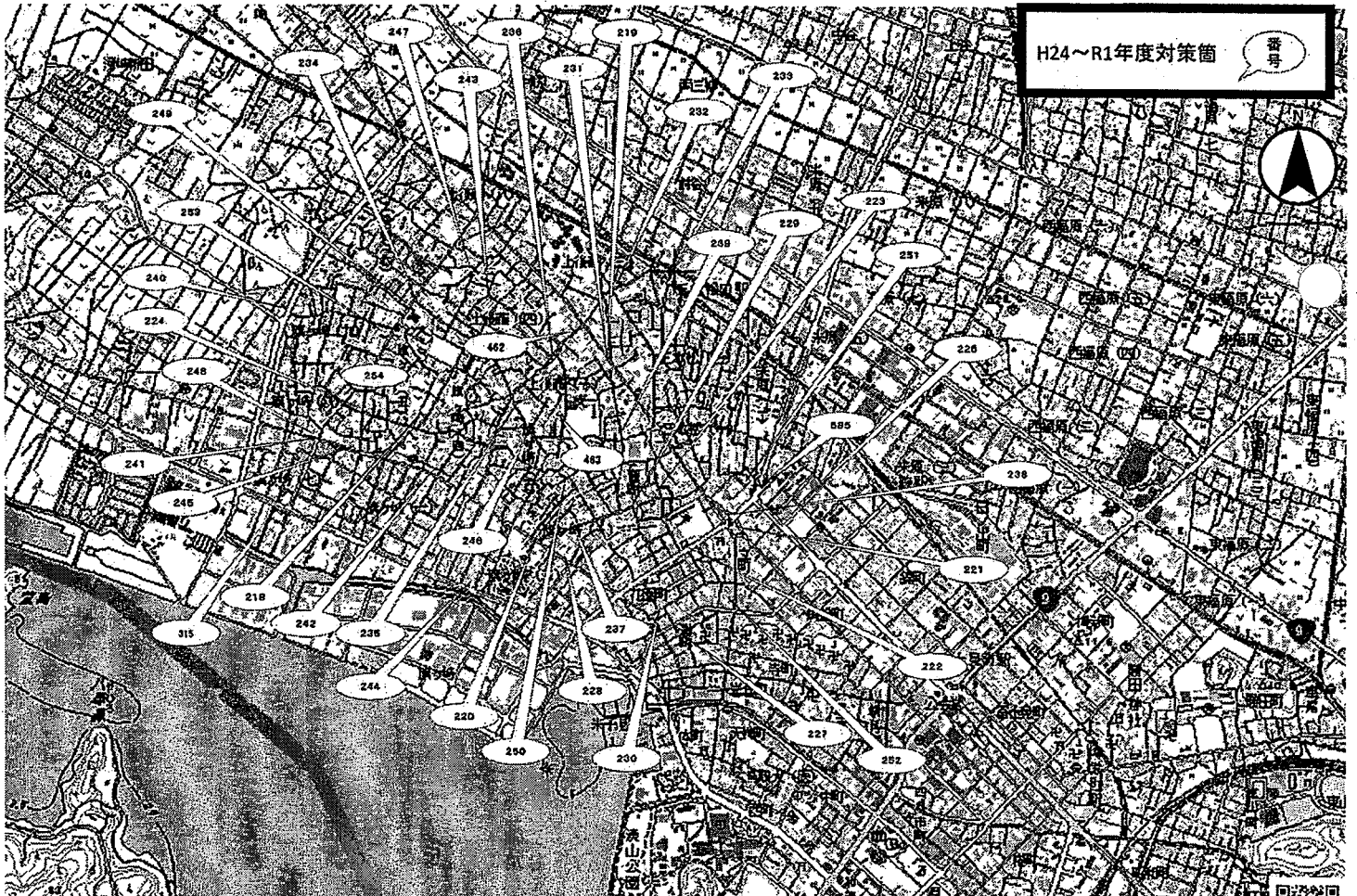
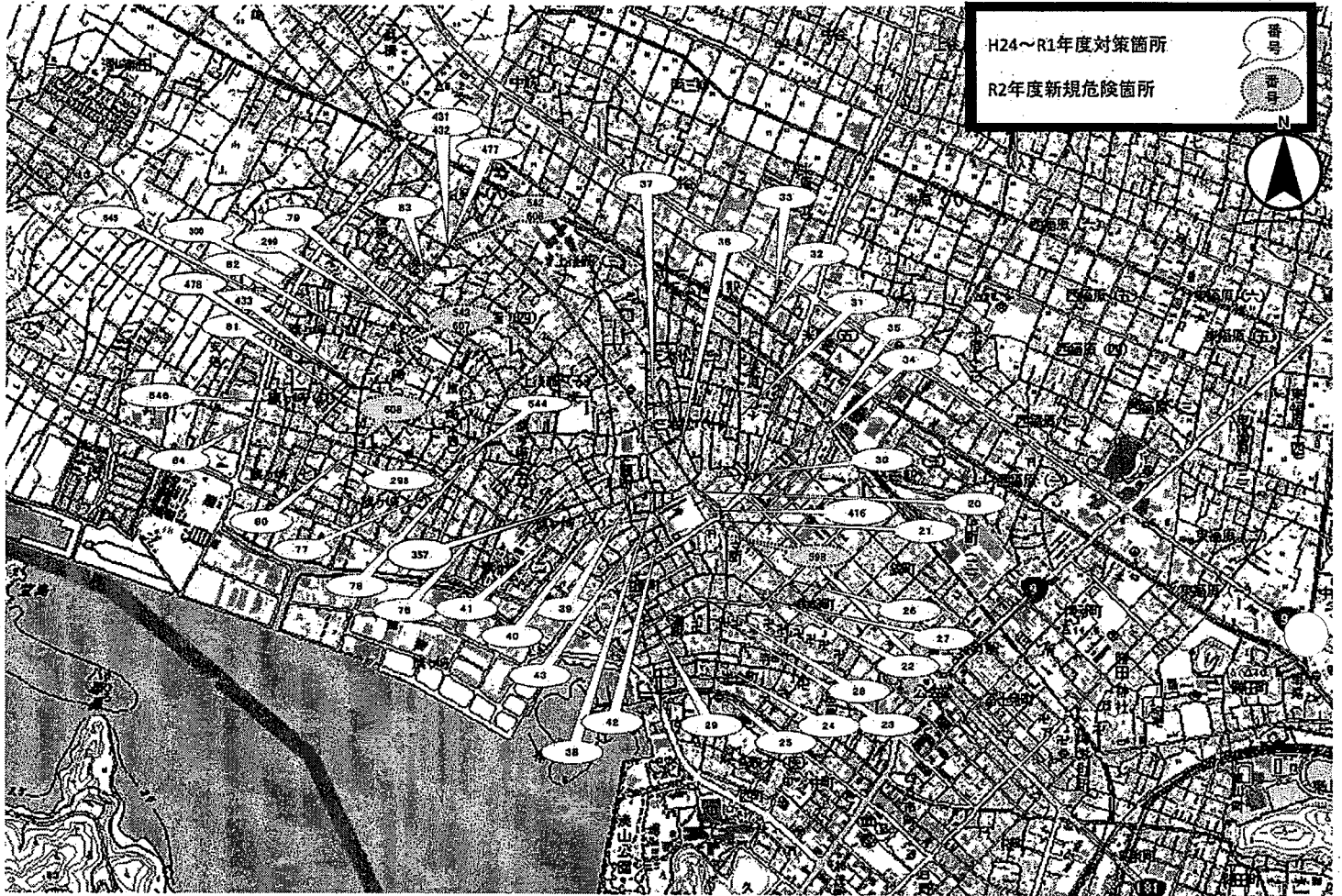
箇所図番号	学校名	通学路の状況・危険の内容	道路管理者・警察による対策		学校による対策	
			実施済	予定	実施済	予定
598	義方小学校	道幅が狭く(車でのすれ違いができていない)、見通しも悪いI字路、歩道が凍り危険なため、歩道の凍り防止が必要。	米子市)道路幅は地元の要望が必須だが、現状から歩道が凍り危険なため、歩道の凍り防止が必要。また、歩道が凍り危険なため、歩道の凍り防止が必要。			
606	住吉小学校	道幅が狭く(車でのすれ違いができていない)、見通しも悪いI字路、歩道が凍り危険なため、歩道の凍り防止が必要。	米子市)道路幅は地元の要望が必須だが、現状から歩道が凍り危険なため、歩道の凍り防止が必要。また、歩道が凍り危険なため、歩道の凍り防止が必要。			
607	住吉小学校	道幅が狭く(車でのすれ違いができていない)、見通しも悪いI字路、歩道が凍り危険なため、歩道の凍り防止が必要。	米子市)道路幅は地元の要望が必須だが、現状から歩道が凍り危険なため、歩道の凍り防止が必要。また、歩道が凍り危険なため、歩道の凍り防止が必要。			
608	住吉小学校	歩道も狭く、道幅が非常に狭い、自転車の交通量も多く危険である。	米子市)外側線修復予定			

出典：米子市「米子市内小中学校の通学路安全対策の推進状況 後藤ヶ丘中学校区 安全対策一覧表」  
https://www.city.yonagoi.lg.jp/secure/25072/0560to-11ranf2.pdf  
チラシ背面に箇所図番号を記載した地図がございます。場所につきましては裏面をご覧ください。

お問合わせ

鳥取県議会議員 内田たかつぐ ■ 自宅 / 米子市八幡662-2 ■ 事務所 / 米子市両三柳2485 Tel: 0859-57-8882

# 鳥取県 米子市 後藤ヶ丘中学校区通学路対策箇所図

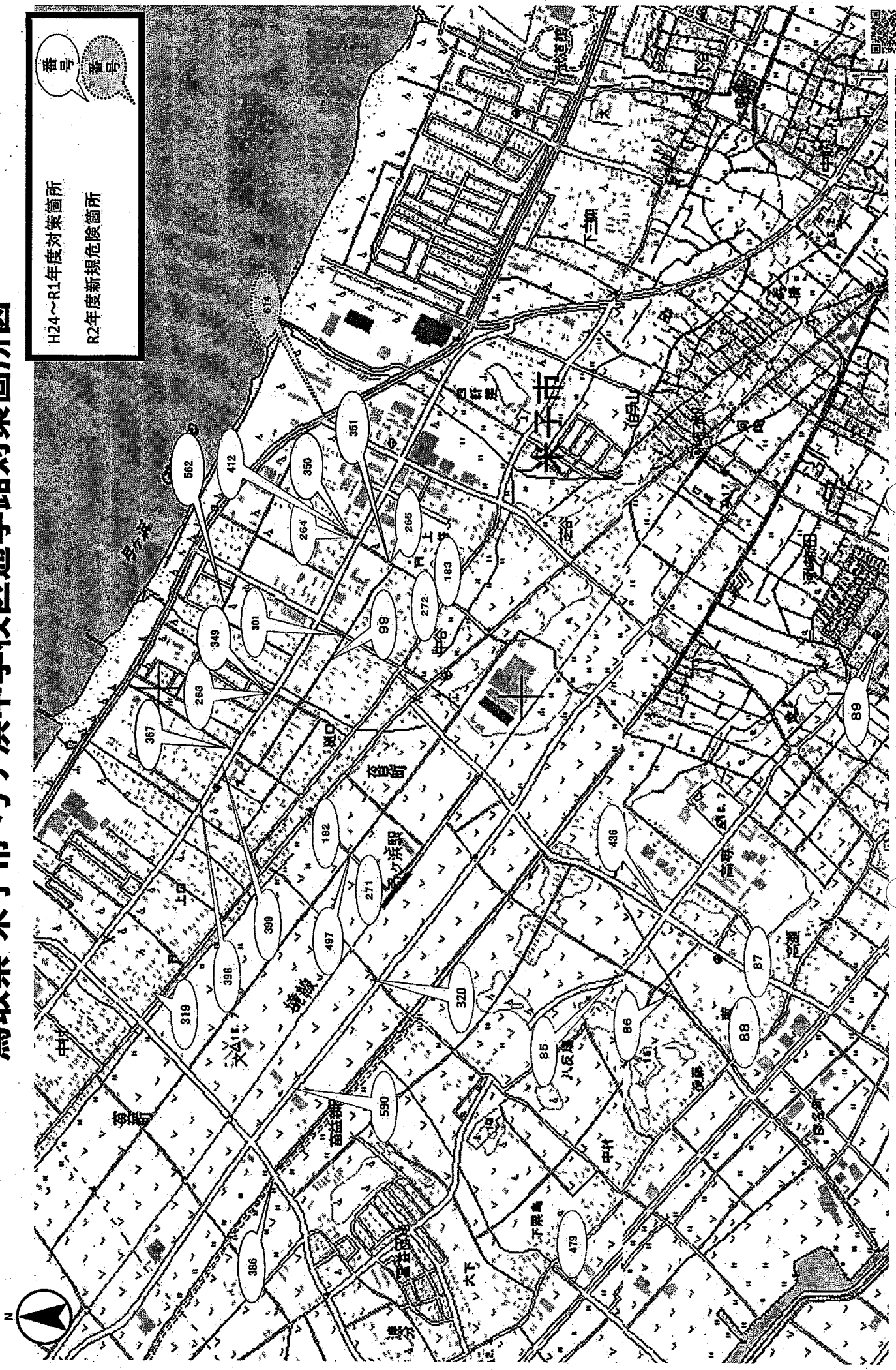




# 鳥取県 米子市 弓ヶ浜中学校区通学路対策箇所図

H24～R1年度対策箇所  
R2年度新規危険箇所

番号  
番号



内田たかつぐ 県議会報告



米子市内小中学校の通学路安全対策の推進状況

福米中学校区 [福米小学校、福米西小学校、福米中学校]

平成27年度緊急通学路安全点検危険箇所における安全対策一覧表 (R3.7時点)

Table with 5 columns: 箇所図番号, 学校名, 通学路の状況・危険の内容, 道路管理者・警察による対策, 学校による対策

平成28年度通学路安全点検危険箇所における安全対策一覧表 (R3.7時点)

Table with 5 columns: 箇所図番号, 学校名, 通学路の状況・危険の内容, 道路管理者・警察による対策, 学校による対策

平成29年度通学路安全点検危険箇所における安全対策一覧表 (R3.7時点)

Table with 5 columns: 箇所図番号, 学校名, 通学路の状況・危険の内容, 道路管理者・警察による対策, 学校による対策

鳥取県は米子市と共同で、通学路の安全点検をおおして学校から寄せられた通学路の危険な箇所について、「米子市通学路交通安全プログラム」により関係機関が連携し安全対策を推進しています。

を中学校区ごとの安全対策一覧表及び対策箇所図として掲載いたします。(紙面の都合上、平成27年度以降の情報を掲載してまいります。)

令和元年度通学路安全点検危険箇所における安全対策一覧表 (R3.7時点)

Table with 5 columns: 箇所図番号, 学校名, 通学路の状況・危険の内容, 道路管理者・警察による対策, 学校による対策

令和2年度通学路安全点検危険箇所における安全対策一覧表 (R3.7時点)

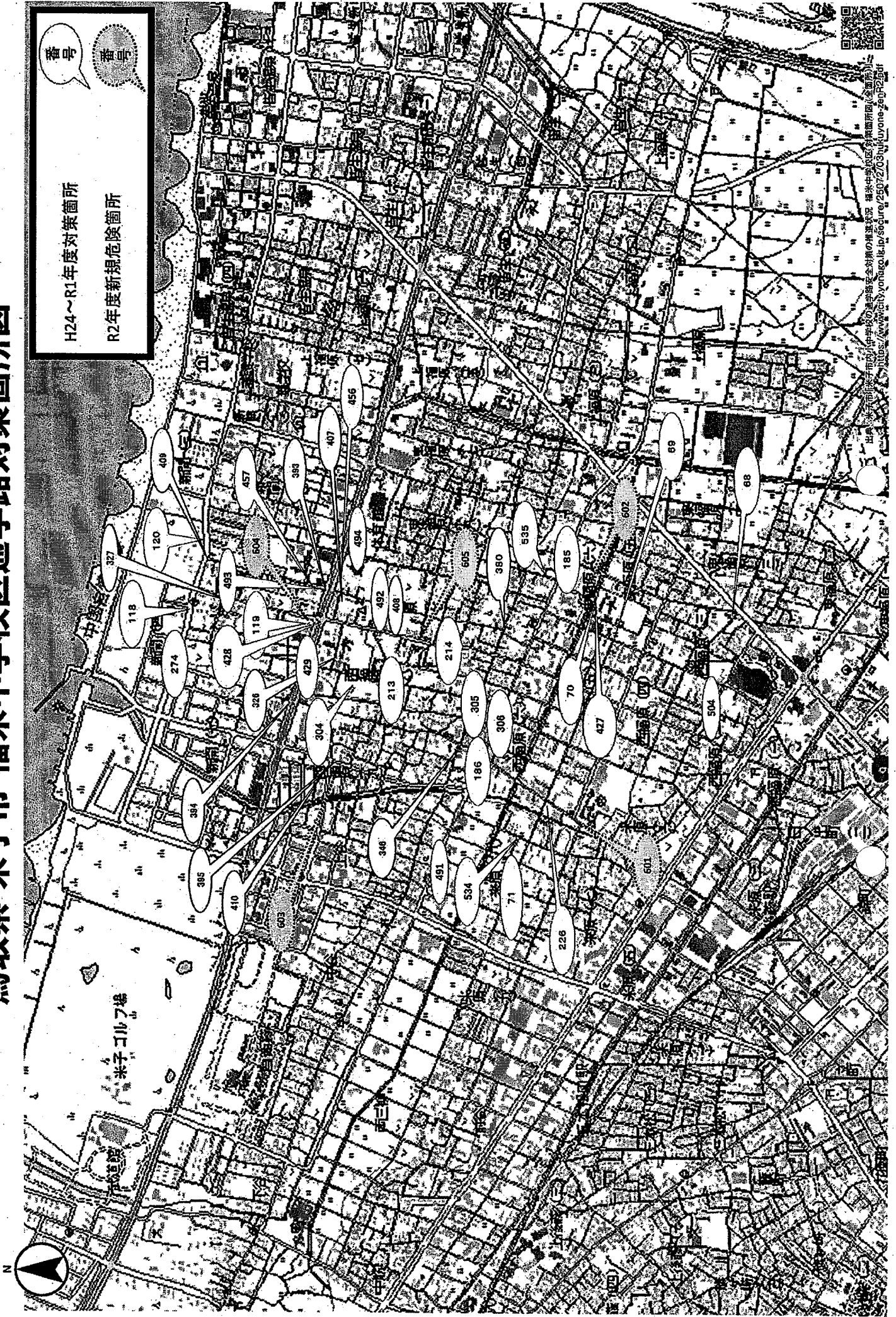
Table with 5 columns: 箇所図番号, 学校名, 通学路の状況・危険の内容, 道路管理者・警察による対策, 学校による対策

平成30年度通学路安全点検危険箇所における安全対策一覧表 (R3.7時点)

Table with 5 columns: 箇所図番号, 学校名, 通学路の状況・危険の内容, 道路管理者・警察による対策, 学校による対策

出典：米子市「米子市内小中学校の通学路安全対策の推進状況 福米中学校区 安全対策一覧表」 https://www.city.yonagoi.lg.jp/secure/25072/03hukuyone-iran2.pdf

# 鳥取県 米子市 福米中学校区通学路対策箇所図





## 米子市内小中学校の通学路安全対策の推進状況

### 福生中学校区 [福生小学校、福生西小学校、福生中学校]

鳥取県は米子市と共同で、通学路の安全点検をおとして学校から寄せられた通学路の危険箇所について、「米子市通学路交通安全プログラム」により関係機関が連携し安全対策を推進しています。平成24年度から令和2年度までに把握された危険箇所について、令和3年7月時点の取り組み内容

を中学校区ごとの安全対策一覧表及び対策箇所図として掲載いたします。なお、通学する児童生徒にとっての危険な場所や状況は道路事情などで変わることから、新たな危険箇所に関する情報は、児童生徒の通う学校へお寄せください。

平成24年度～26年度 緊急通学路安全点検危険箇所における安全対策一覧表 (R3.7時点)

箇所図番号	学校名	通学路の状況・危険の内容	道路管理者・警察による対策		学校による対策 指 導
			実施済	事業主体等・対策内容	
61	福生東小学校	交通量が多く、店舗への出入りの車や左折車に注意が必要。	●	鳥取県)交通安全指導で対応をお願いしたい。	●
62	福生東小学校	30kmの速度制限を守らない車が多い、上り坂で車の接近に気づき難い。	●	米子市)通学路路面標示	●
63	福生東小学校	道路幅、歩道幅が狭い、自転車も多く危険。	●	米子市)通学路路面標示困難	●
64	福生東小学校	スピードを出す車が多い。	●	米子市)減速ライン設置困難	●
65	福生東小学校	交通量が多い。	●	米子市)減速ライン設置困難	●
66	福生東小学校	交通量が多い。	●	米子市)信号機横断歩道設置	●
67	福生東小学校	歩道がなく路側帯もない、側溝に蓋がない。	●	米子市)歩道幅	●
133	福生西小学校	R43の横断歩道を渡るために道路を渡る際、歩道がなく危険。	●	米子市)歩道幅困難	●
134	福生西小学校	側溝に蓋がなく危険。	●	米子市)根拠誘導標設置	●
135	福生西小学校	交差点の見通しが悪く、側溝に蓋がない。	●	米子市)蓋掛け困難	●
136	福生西小学校	一方通行の速で車がスピードを出す。交差点の見通しが悪い。	●	米子市)交差点路面標示困難	●
137	福生西小学校	交通量多く、川に防護柵がない。	●	米子市)転落防止柵設置	●
212	福生中学校	福生東小前、車道が狭く自転車の脇を車が走行、車のスピード速い。	●	米子市)通学路路面標示	●
345	福生中学校	車のスピードが速く、車と自転車の接触が心配。	●	警察-米子市)交通安全指導をお願いしたい。	●

平成29年度 緊急通学路安全点検危険箇所における安全対策一覧表 (R3.7時点)

箇所図番号	学校名	通学路の状況・危険の内容	道路管理者・警察による対策		学校による対策 指 導
			実施済	事業主体等・対策内容	
426	福生西小学校	側溝に蓋がなく危険なので蓋を設置してほしい。	●	米子市)道路管理者による対策困難	●
455	福生中学校	学校前横断歩道がある道路を車がスピードを出して通行し危険なので、制限速度を現行より小さくしてもらいたい、スクワールゾーンに指定してもらいたい。	●	警察)横断歩道での信号機設置困難、西側交差点に横断歩道移設と押しボタン信号機設置困難。 米子市)正門東側に注意喚起の啓発をお願いしたい。	●

平成30年度 緊急通学路安全点検危険箇所における安全対策一覧表 (R3.7時点)

箇所図番号	学校名	通学路の状況・危険の内容	道路管理者・警察による対策		学校による対策 指 導
			実施済	事業主体等・対策内容	
489	福生中学校	交差点に壁がありきわめて視界が狭く危険。 -左折する車を追い越す車が北側から交差点に入る車と衝突しそうになるケースが多いため、追い越し禁止の規制とスクワールの路面標示が必要。 -一時停止線と標識がなく優先道路が分りにくいための危険。一時停止規制を設けてほしい。 -車との接触事故があった。	●	警察)自転車の特設場所確保で横断歩道設置困難。 米子市)用地確保ができれば学校側の歩道を延伸することを検討。 警察)交通規制困難。 米子市)スクワール-路面標示設置困難。 米子市)交差点の境界改善を検討。	●
490	福生中学校	一時停止線と標識がなく優先道路が分りにくいための危険。一時停止規制を設けてほしい。 -車との接触事故があった。	●	警察)一時停止規制設置困難。 米子市)停止線路面標示を設置予定。	●

令和元年度 緊急通学路安全点検危険箇所における安全対策一覧表 (R3.7時点)

箇所図番号	学校名	通学路の状況・危険の内容	道路管理者・警察による対策		学校による対策 指 導
			実施済	事業主体等・対策内容	
531 (576)	福生東小学校	576番と同じ内容	●		●
532	福生西小学校	交差点で車からの視界と歩行者からの見通しが悪く危険。	●	米子市)交差点隅切り部の植栽剪定済	●
533	福生西小学校	交差点の特設場所があるが交通量が多く危険。	●	鳥取県)交差点に防護柵を検討	●
574	福生中学校	学校前横断歩道の停止線が近く交通指導致して危険を感じる。横断歩道待機場所のスクワール蓋が滑り危険。	●	警察)横断歩道の停止位置の移設を検討 米子市)蓋の交換は不可能	●
575	福生中学校	交差点の特設場所があるが交通量が多 く危険。防護柵なし。	●	県)表側交差点であるが幹線は直線で見通し良く防護柵設置困難	●
576	福生中学校	交差点の特設場所があるが交通量が多 く危険。防護柵なし。	●	鳥取県)防護柵を検討	●
577	福生中学校	交差点の特設場所があるが交通量が多 く危険。防護柵なし。	●	鳥取県)防護柵を検討	●

出典：米子市「米子市内小中学校の通学路安全対策の推進状況 福生中学校区 安全対策一覧表」  
https://www.city.yonagoie.jp/secure/25072/02hukuke-titiran2.pdf  
チラシ裏面に顔写真と住所を記載した地図がございます。場所につきましては裏面をご覧ください。

お問合わせ

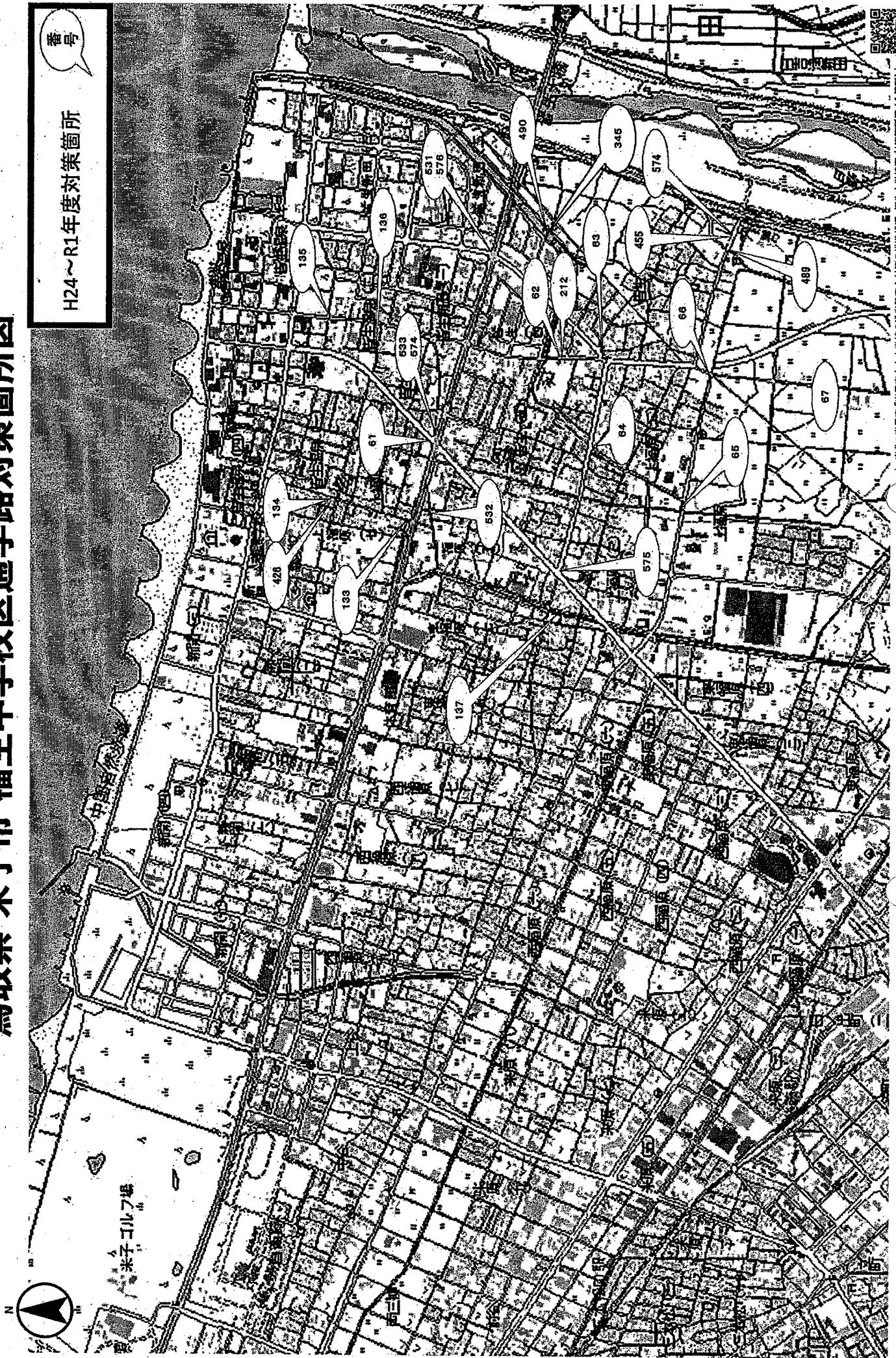
鳥取県議会議員 内田たかつぐ  
事務所 米子市西三柳2485 Tel:0859-57-8882



# 鳥取県 米子市 福生中学校区通学路対策箇所図

番号

H24～R1年度対策箇所



## 会派・議員連盟関係政務活動費計上額一覧表

議員名: 内田 隆嗣

領収書等番号: 306

会派・議員連盟の名称	政務活動費計上金額	
	計上額	計上方法
会派関係 ( 県議会自由民主党 )	11,307	収支決算のとおり
北朝鮮拉致問題早期解決促進鳥取県議会議員連盟	4,136	収支決算のとおり
鳥取県議会自転車活用推進議員連盟	5,380	収支決算のとおり
政務活動費計上額合計	20,823	/

※1) 会派、各議員連盟の政務活動費計上額に係る証拠書類は、会派、各議員連盟の関係書類(収支決算書)を援用します。

※2) 「計上方法」欄は、収支決算書どおりの金額を計上する場合は「収支決算書のとおり」と記載し、旅費調整など一部計上する場合はその内容を記載してください。